

令和5年3月13日

◎大石委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(10時00分開会)

本日の委員会は、10日に引き続き付託事件の審査等についてであります。

〈市町村振興課〉

◎大石委員長 それでは、市町村振興課の説明を求めます。

◎小椋市町村振興課長 当課から説明をさせていただきます議案は、令和5年度当初予算及び令和4年度2月補正予算及び条例その他議案でございます。

まず、令和5年度当初予算について御説明をいたします。資料ナンバー②議案説明書(当初予算)の、52ページをお開きください。

まず、歳入予算でございます。歳入の主なものといたしましては、一番上の7分担金及び負担金の中の1総務費負担金といたしまして、市町村振興費負担金2,490万円余りを計上しております。これは県からこうち人づくり広域連合等への派遣職員の給与に係る負担金でございます。

また、中ほどの9国庫支出金の中の1総務費補助金といたしまして、マイナンバーカード交付事務費補助金として1,500万円を計上しております。

次のページ、53ページでございます。14諸収入の中の1貸付金元金収入といたしまして、自治福祉振興資金貸付金の元金収入1億4,103万円余りを計上しており、当課の歳入合計はページ一番下の計のとおり、約1億8,369万円となっております。

次に、歳出予算について御説明をいたします。54ページをお開きください。当課の歳出予算の総額は一番上の段の2総務費にありますとおり19億3,914万円余りとなっております、前年度と比較をいたしまして2億7,366万円余りの増となっております。

増となりました主な要因といたしましては、来年度予定をされております県議会議員選挙及び県知事選挙の執行に係る経費によるものでございます。

当課の歳出予算は、市町村振興費、選挙管理費及び選挙執行管理費に分かれておりまして、まず1つ目の市町村振興費について、主な項目を右の説明欄で御説明をいたします。

2の行財政運営支援費は、市町村の行財政運営について適切な助言・支援を行うための経費でございます。

そのうちの2つ目の電子計算事務委託料は、普通交付税の算定に係ります委託料でございます。

3つ目の水道広域化推進事業委託料は、後ほど報告事項にて御説明を申し上げます高知県水道広域化推進プランに基づきまして、水道事業に係るシステム共同化など、市町村との効果的な検討に向けた課題の整理や情報収集など、取組に関する全体的な調整等について御支援をいただくものでございます。

4つ目のマイナンバーカード普及促進事業委託料は、希望される県民の皆様がマイナンバーカードを取得しやすい環境を提供するため、出張申請受付やサポートを実施するものでございます。

55ページをお願いいたします。1つ目の市町村等事務処理交付金は、高知県の事務処理の特例に関する条例等に基づきまして、市町村長に権限移譲している事務の処理に要する経費を、地方財政法の規定に基づき交付するものでございます。

2つ目のれんけいこうち広域都市圏事業推進交付金は、国が定めます連携中枢都市圏の圏域外の、特別交付税のない13市町村に対しまして、れんけいこうち広域都市圏ビジョンに位置づけられました事業の実施に要する経費に対して、県が支援を行うものでございます。

3つ目の市町村振興宝くじ交付金は、市町村振興宝くじの収益金を公益財団法人高知県市町村振興協会に交付をするもので、各市町村が共同で行う事業の財源として活用をされております。

4つ目の市町村財政安定化資金貸付金は、佐川町に建設する新たな管理型最終処分場の設置に伴う設備費用の市町村負担に係る経費に貸付けを行うことによりまして、市町村の負担の平準化を図るものでございます。

続きまして、3の住民基本台帳ネットワークシステム事業費についてでございます。

2つ目の保守管理委託料は、住民基本台帳ネットワークシステムの運用及び保守に係る経費でございます。

次の本人確認情報処理事務等負担金は、地方公共団体が共同して運営する組織でございます地方公共団体情報システム機構の、本人確認情報の処理事務等に要する経費の負担金でございます。

続きまして、次の科目、2選挙費でございます。

1選挙管理費の右の説明欄でございますが、まず1の選挙管理委員会費は、選挙管理委員会の運営に係る経費を計上しております。

56ページに移りまして、2の明るい選挙推進事業費は、将来の有権者である小・中学校、高校、大学等の若者を対象とした出前事業、若者と議員との意見交換会や参加型学習会など各種啓発事業に係る経費のほか、公益財団法人明るい選挙推進協会に対する負担金などでございます。

次に2選挙執行管理費につきましては、令和5年4月に任期満了となります県議会議員選挙及び令和5年12月に任期満了となります県知事選挙の執行に要する経費となっております。

主なものとしましては、右の説明欄のとおり、啓発用の広告等に要する委託料や、ポスターやビラなどの候補者の選挙運動に要する費用の一部を公費で負担をいたします選挙公

営費負担金、投開票所やポスター掲示場の設置など市町村が必要とする経費を交付する市町村等交付金、また、選挙公報印刷や投票用紙作成に要する事務費など、選挙の管理執行に必要となります予算を計上しております。

令和5年度の当初予算に関する説明は以上でございます。

続きまして、令和4年度補正予算の御説明をいたします。資料ナンバー④議案説明書（補正予算）の22ページをお開きをください。

一番上の2総務費にございますとおり、歳出予算としまして総額1億7,566万円の減額補正をお願いするものでございます。

主な項目につきまして、御説明をいたします。ページ右の説明欄を御覧ください。

まず1の人件費について、市町村派遣職員費負担金の433万円余りの増額は、当課への市町村からの交流派遣に係る人件費を負担するものでございます。

次に2の行財政運営支援費について、れんけいこうち広域都市圏事業推進交付金の357万円余りの減額は、感染症の影響により首都圏での移住相談会等がオンライン開催へ変更したことなどによりまして、交付対象事業が見込みを下回ったものがございます。

市町村振興宝くじ交付金の1億517万円余りの減額は、市町村振興宝くじの売上げ額が当初予算の見込みを下回ったものがございます。

事務費の150万円の減額は、旅費の減額によるものでございます。

また、2の選挙執行管理費につきましては、昨年4月の香南市における県議会議員補欠選挙及び7月の参議院議員選挙において、所要額が見込みを下回ったことによります不用となった額を減額するものでございます。

令和4年度補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、条例その他議案について御説明をいたします。御手元の議案補足説明資料の赤いインデックス、市町村振興課を御覧ください。

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例、いわゆる番号条例の一部を改正する条例でございます。

先週の金曜日にデジタル政策課のほうから御説明をいたしました、職員個人のマイナンバーカードを本人確認事務において利用することに向けまして、必要となります条例改正を行うものでございます。

カードの利用につきましては、カードに含まれます個人番号、いわゆるマイナンバーなどの特定個人情報を利用するものではなく、マイナンバーカードそのものを認証キーとして活用することで、こうした利用には、いわゆる番号法の定めに従いまして、カードの利用事務を条例で定める必要がございます。このため番号条例に必要な文言の追加を行うものでございます。

内容については資料の下段、条例改正内容を御覧ください。現行の番号条例に、マイナンバーカード、法律上は個人番号カードですが、これに係る規定といたしまして、個人番号カードの利用と定義を追加した上で、個人番号カードの利用事務といたしまして、県職員の本人確認事務を規則で定めることとし、右のように内容を具体的に列挙することとしております。

その他、番号条例の改正箇所を引用しております高知県住民基本台帳法施行条例につきましても、所要の改正を行うこととしております。

条例の施行時期は、カードの利用が開始される日といたしまして、規則で定めることといたします。

市町村振興からの説明は、以上でございます。

◎大石委員長 それでは、質疑を行います。

◎塚地委員 デジタル政策課のほうでも議論させていただいたんで、あえてですけれども。これって職員側から、この3つの、印刷ですとか、庁舎管理ですとかをやってほしいと出されてきたんですか。

◎徳重総務部長 例えば、職員へアンケートをとったり、あと組合などからそういう要望が出てきたことはありません。ただ、全国的に見てこのデジタル技術を使って、入館のときのパスに使ったり、認証印刷をしている例は結構出てきております。

本県でも、県民の皆様にデジタルの技術の活用をお願いをしているところもございまして、県庁で何かデジタル技術を使ってできるものがないかを考えた上で、今回このような取組を始めさせていただきたいと、御提案をさせていただくものでございます。

◎塚地委員 一般的なデジタル技術と、マイナンバーカードを利用拡大していくというのは、やっぱり質の違う問題だと私たちは思っております。この問題、世界的に見てもここまで個人ナンバーにいろんなものを紐付けしているような状況は、待ったがかかっているような各国の状況もあります。これも先進的に高知県が率先してやるという在り方が、本当にいいのかと考えてますし。

私どもは、何かデジタルでできることがないのかという前提でこの事業を進めようとしているというのは、本末転倒なんじゃないかと思っております。それは意見として伝えさせていただきたいと思います。

◎上田（周）委員 れんけいこうちの都市圏ですが、中枢都市圏以外の13市町村に後期予算を振ってますが、振り返ってみますと平成30年に協定を締結して、本県の場合34市町村全てをカバーしてやっていきますよということで、ちょうど5年たって、第1期のビジョンに基づく取組が終了し、5年度から2期目のビジョンに基づいてやっていきますということで承知してます。

県民から見て、全体34市町村で取り組んでいくというのが、どういうことをやっている

か見えづらい部分があったのではないかと思います。事業主体はあくまで市町村ですが、県の場合は高知市と協定を結んで強力に後押ししていきますよということがあってます。

その辺り踏まえて、5年振り返って県として課題も見えてきていると思いますが、来年度からまた5年取り組んでいくこととあわせて、課長としてどういうふうに、県として一定の役割を果たすかということ。というのは、13市町村へ交付金も一財で行ってますし、そこら辺ははっきりせんといかんと思いますが。その辺り説明を。

◎小椋市町村振興課長 れんけいこうちにつきましては、34市町村全てで実施をするということで、なかなか事業が見えてこないのではないかというお話もいただきましたけれども、私としても、確かに県事業とのさび分けという部分では、区別がつきにくくなっているのではないかと考えているところがございます。事業の実施としましても、コロナ禍を言い訳にするわけにはいかないんですけれども、思ったようには事業が進んでいない。特に、地場製品の販路の拡大事業なんかも、東京圏におきまして事業者と一緒に高知の県産品を売っていくという催しも、なかなかうまくできなかった。

もう1つ、2段階移住。こちらがれんけいこうちとしては一番の目玉としてやっていこうとした部分でございますけれども、移住相談会もなかなか思ったようにもできず、オンラインでやっていることにはなっているんですけども、ここもうまくいっていなかったという部分です。日曜市なんかはうまくいっている部分もあるんですけども。

こういったうまくいかなかった部分について、県としましてどういったフォローができるかを一緒に考えていきたいなと思っているところです。特に地場製品につきましては、地域本部とも連携をしまして、市町村だけではなく、県からも事業者アプローチができないかといったこともやっていきたいと思っているところがございます。

また2段階移住につきましても、以前に委員長からも御意見をいただいたところですが、高知市には、新たな取組を提案したいと思っているところです。移住促進課もいろいろ情報を持っておりますので、こういった情報を活用しながら、高知市とうまく何かができないかという部分は、しっかりやっていきたいと思っているところがございます。

◎上田（周）委員 今、主に地場製品の販路拡大に力を入れていく中では、コロナ等々の影響もあったと思いますが、個人的に私も役場の職員のとくに、こういった企画部門の担当をやったときに、広域単位で取り組む場合、結構横の連携があって、そういった企画するのに前向きにいったんですが、全体になってきたらなかなか見えにくい部分があって。

例えば、令和5年度以降、「らんまん」での高知県ブームの中でにぎわいも見えてくると思います。結構ノウハウをどこも持ってますので、例えば県と高知市が音頭をとって、大きい産業祭のようなことをやって取り組んでいったら、いけそうな気がしますけど。その辺りビジョンでは考えてないですかね。

◎小椋市町村振興課長 現在のところビジョンには、そういった形のものが入っていない

んですけれども、以前に、例えば日曜市を別の地域に持って行って、地方でやるというのを提案もされたこともあったんですけども、今のところ実施には至っていないところでございます。

確かに「らんまん」が始まりますので、それぞれの地域においてイベントといいますか、観光祭、博覧会のようなものを開催していくための予算もとっておるところでございます。こういったものの横の展開を図りながら、高知県を周遊させるような形で、一緒に産業も盛り上がっていけばいいと思っているところでございます。我々としても、横の連携をしっかりとできるようなフォローをやっていくべきだとは思っております。

◎上田（周）委員 ぜひそういった横の連携で、前向きに取り組んでいていただきたいということを要請しておきます。

◎野町副委員長 大石委員長が本会議で質問をされたと記憶してはいますが、若者の投票率の関係です。私も道端で手を振っていると、随分高校生から支持を受けて、最近上がってきたかなと思ってるんですけど。でも実際日本の中でも、確か若者の投票率が最低クラスじゃなかったかなと記憶してるんですけど。間違ったらごめんなさい。

予算の中で選挙管理委員会の関わりで、事務費が200万円ぐらいあるんですかね。それから明るい選挙推進事業費、それからあと県議会議員選挙の経費としても、ありがたいことに啓発用の広告云々ということで660万円ぐらいあるわけです。

特に若者の投票率が20%以下とすごく低い状況になっていて、ここをがつつと上げるという取組が、将来にとって非常に大事なことだと思います。確か日本で最下位クラスだったと記憶してるんですけども、そこを真ん中ぐらいまで持っていこうというようなプロジェクトをしっかりと立ち上げてやっていくということは、県の選管にとっても非常にいいプロジェクトだと思うんです。これには我々政治家の力不足もあると思って、反省はしてるんですけども、やっぱり若い方に関心をしっかりと持っていただくということで、せっかく予算もとってやってるのであれば、私は成果を上げていくことが非常に大事だろうと思うんです。その点、どうお考えになってるんでしょうか。

◎小椋市町村振興課長 投票率のお話をいただきました。若者の、特に18歳と19歳の投票率はとっております。全国のほうは抽出という形で全ての数字を拾っているわけではございませんけれども、例えば直近の参議院選挙で、18歳であれば40.06%に対しまして高知県は30.27%。19歳の投票率になりますと、全国では30.66%のところを高知県は21.05%。全国的にとっていない関係で順位は分からないんですけども、10ポイントほど低いです。これはかなり低いと私も感じているところでございます。

おっしゃるとおり若者の投票率が上がらない原因は何かというところも、過去にアンケートをとったことがございます。やはり、どうしても政治に興味を持っていなかったり、あるいは、特に若者はいろいろ遊びたいんだと思うんですけど、日曜日に投票に行って自

分の時間を割くのが嫌だという意見が、非常に多かったところでございます。

特効薬的なものは難しいんですけども、やはり、ずっと続けておりますけれども小学校、中学校、特に高校生への、主権者教育を含めた政治に関する授業をしっかりと位置づけて粘り強くやっていくことを続けていきたいと思ってるところでございます。すぐに数字は上がらないところでございますけれども、若者の投票率は昔はもっと低かったんですけども、徐々には上がってはきているところでございますので、ここを何とか上げるように取り組んではいきたいと思っております。

また1つ、大学生とかは住所をなかなか移さないということもありますので、ここも投票率が低下している大きな原因の1つだと思っております。ここも何か対策ができないのかというのも、ずっと課題として思っているところでございますので。こちら市役所、市町村役場とも協力しながら、何らかの対策をしたいと思っておるところでございます。

◎野町副委員長 僕は、特効薬といいますか、必ず投票率は上げるという策は持ってるんですけど。デジタル化の進行がこれほど来てるわけですから、携帯でぽんと押したら投票できる。私はこれが一番の特効薬だと思ってます。ただ、これはいろんな先生に怒られると思いますので、個人的なお話ですけども、私は必ず将来はそうなると思ってます。

その中で、私も清水の高校へ大石委員長を含めて行かせていただきましたが、高校生との意見交換会は大変すばらしい取組ですし、どんどん続けていっていただきたいと思えます。18歳の参政権ができてもう何年かたちましたけれども、先ほど課長がおっしゃられた主権者教育を、僕たちが社会の教科書の中で習ったががちの世界ではなくて、アニメも何も絡め、楽しく、選挙って面白いんだよ、世の中変わるんだよというところを、多分やっていたらいいとは思いますが、そこは真剣に取り組んでいただきたいと思っております。

もう1つだけ。アニメクリエイタープロジェクトというのが、官民一体で取組がされて、産振観光で中心でやっていますけれども、ここら辺としっかりコラボをしていくことで、随分選挙、あるいは投票行動に影響があるんじゃないかと思っていて。そういう部分も教育委員会と連携をしながら取り組んでいく。3年間で10%、若者投票率を上げるんだという取組として、アニメプロジェクトとのコラボに取り組もうとか、あるいは取り組む考え方はないでしょうか。

◎小椋市町村振興課長 アニメの関係、我々も今までは取り組んできていないところなんですけれども、いただきましたアイデアについて、教育委員会とも連携しながら、できることがあるかどうか研究させていただきたいと思えます。しっかり勉強させていただいた上で、確かに選挙が身近に感じる部分もあると思えますし、また高知県はくろしおくんというキャラクターもあります。これも親しみを持っていただいている部分もありますので、選挙に何か使えないかといったことも一緒に合わせながら、アニメという部分も研究をさ

せていただければと思います。

◎野町副委員長 私たちにとっても死活問題というところもありますけれども、ただ、低迷してる投票率は、すぐには上がらないんだという考え方が僕はおかしいんだと思います。上げなきゃいけない。民主主義の根幹ですからね。だから、ここを上げるためにどうしたらいいのかを、予算づけも含めて考えていただきたいなと思います。

◎森田委員 選挙の投票率を上げないかんという話になったら、言わせてもらうけど。投票場の投票環境がね、市町村振興課の所管やき言いますけどね。若い人なんかね、選挙がどんだけ世の中を動かすかっていう大原則も、情報も知らずに、教育委員会で勉強もしようけど。

投票場所がじろじろ見られるき嫌やというのが大前提にあってね。特に後ろはカーテンなしに、運筆で誰を書いたか分かるって、立会人から聞くわけよ。あの人誰かと思いつたけど違ふと、もうはっきり分かるわけよ。広い体育館でやりゆうわけやなしに、ごく近くで書きゆうわけよ。立会人の目線と記入台が水平より低いきね。だけど立会人というのは、2回も投票に来た人を見抜くとかいろいろあって、地域に明るい人も来るわけやけど、基本、若い人らはじろじろ見られることが嫌やと。カーテンの中へ入って、きちっと、運筆を見抜かれんように書く環境をつくる。それは日本中のことやから、高知県で言うてもいかんけど。

だから、上げないかんやったら、どこに問題があるのかという話も詰めて。選挙は、あんた方の将来を動かすよという根幹の部分も大事やけど、現場の環境も変えていかな。だから、デジタルで投票できるみたいな環境やったら、まずは1つ解消されるわけよね。それも含めて、同じ人がずっと見ゆう、見られるがは嫌やと。そこが数ポイントはあるかなと思う。都会は知らん人ばかりやからね、誰が来ちゆうとか。だけど、都会と全然違ふき。誰やらの孫が来たとかいうがを見ゆうき。そんなことで、投票、2回目からはもう行かん、あんなところ嫌やという話を、うちの娘や孫からも聞くし。1回行ったから、もう行かんという話なんかにもなるき。高知県と全国と10ポイントぐらい違ふという背景は、具体的に若い人に聞き取る。

本気で、都会と高知県の投票環境のどこが違ふのかも、もうちょっと詰めんと。外国なんか見よったら、後ろはカーテンを引きゆうね。やみくもに、書きたい人もおらんのに行け行け。投票率を上げるために行ったら、人がじろじろ見ゆうと。

本当は書きに行きたいのに、何に原因があつて上がらんのかと。やみくもにアドバルーンを上げて、宣伝カーを市の選管がぎちぎち回して、やることやりゆうのになかなか上がらんって言ったって、行きたくない環境があるのよ。皆さんが議論したき、言わずにおろかな思ったけど、こんな公的に言う機会がないんで。誰それなんかいう話も、運筆で見られよるんで。本当は立会人はそんなこと言われんけど。ちゃんと彼らも守秘義

務があるがやろうけど、あれ見れるきね。そんなことも頭に入れて、投票率を上げて、民主主義の根幹部分、みんなが参加して次の時代をつくっていく。そこら辺が大事なことやから。投票環境を改善していくことも、真剣に考えないかんと思います。デジタル投票も1つのツールかなと思いますよ。

◎小椋市町村振興課長 確かに投票率を一概に上げるだけというのではなく、何が原因かということをしっかり分析させていただきたいと思っております。特に投票環境に関しましては、投票立会人もずっと同じ方がやられているということも背景にあるのではないかと思います。その部分も市町村ともお話をさせていただきながら改善をしていく形で、できることをしっかりと検討させていただきたいと思っております。

高校生の御意見なんかも1度は取ったんですけど、それ以来取っていませんので、またアンケートも取らせてもらいたいと思っております。その部分、選挙管理委員会としても、何がいけないのか、どういった改善ができるのかということをしかりと研究をさせていただきたいと思っております。

◎塚地委員 主権者教育、私も明るい選挙推進委員会の皆さんの若者との座談会って、基本的には参加させてもらってたり、高校の主権者教育の場にも参加させてもらったりして、そこで高校生に、自分たちが主権者だと思ったことはありますかと聞いたときに、基本的に皆さん「ない」とおっしゃるんですよね。主権者として自覚した場面がないという答えが返ってくるのがすごく驚きで。そういう日常的な学習とか教育がない限りは、主体的に関わろうということにはならないんだなと思います。

先ほど、高校生へのアンケートも取ってみようかという前向きなお話があって、ぜひ、高校生の皆さんが政治をどう考えておられるのかという視点も入れていただいて。選挙管理委員会としても、投票率を上げるという目的はすごく大事なことで、頑張っていただけならなって思います。

◎小椋市町村振興課長 教育委員会とも連携をさせていただきながら、我々としても出前事業とかもやっておりますので、そういった部分で、政治がどういうことかを身近に感じていただけるように、いろいろと取組を進めてまいりたいと思います。

◎大石委員長 今、野町副委員長から御紹介をいただきましたけど、私、質問もさせていただきました。私は平成19年に初当選して、最初の議会で主権者教育の質問をしたんですね。17年ぐらいたつんですけれども、そのときの御答弁と今の小倉課長のお話と、全く変わってないといえますかね、投票率もずっと下がってきてるし。出前授業も、もちろん重要なことではありますけれども、出前授業を受けられる子どもたちが全体の何%いるのかというと、ちょっと厳しく言えば海に目薬垂らすみたいなものしかないんじゃないかなと。

この間の本会議の御答弁も、特効薬はないととか、最後も「政治参加をお願いしたいと思う」という。この「お願いしたいと思う」という答弁にはすごく違和感を感じたところ

で、お願いするということ自体が、既に上から目線といいますかね。そもそも投票というのはお願いするものではなくて、本来自発的に若い世代の皆さんが参加しなければならないと思うべきものであって、お願いするというのは、既に主体的ではないということになりますから。そういう感覚自体が少しずれてるんじゃないかなと、本会議場で思いました。

そういう中で、野町副委員長が言ったお話が非常に本質的な話で、この投票率の問題というのは、やはり選挙管理委員会だけで対応できる問題でも、考えられる問題でもないと思います。今、デジタル化の話とかもありましたけれども、そもそもなぜ投票に行かないかという中で、この間の御答弁では、社会を変えられるという実感が無いということが大きいという御答弁ありましたけれども、これは非常に重要で、若者の投票率が9割近いスウェーデンとかでは、社会を自分たちが変えられるという意識も高いという結果が出てます。それはどうしてかといいますと、若いときから青年団体とか、そういう活動に対して活動費を公費でしっかり負担をして、社会参画を小さいときから常々させるという仕組みが出来上がってるからそういう意識になって、だから投票率が上がると。ということは、これはまさに県行政自体の問題になりますから。そういう中長期的な計画を立てるために、野町副委員長が冒頭言ったような、部局横断的な形でプロジェクトチームを位置づけてつくるということをやっていないと。そしてPDCAをしっかりと回していないと。19年前から主権者教育だと言ってるわけです。

それから、選挙投票率の問題が出るたびに、啓発を頑張りますということですがけれども。その啓発も予算使って毎年やってますけれども、恐らく、それがどれぐらいの投票率向上とか、効果につながったのかという分析もできてないんじゃないかと思えますけれども。それも大本は、そういった全体的な戦略を立てるチームがないからじゃないかと思えますが、そういった議論は、そもそも今までされたことがあるのか。これは市町村振興課だけの範疇ではないような気がしますけれども、全体的なことになりますけれども、課長に見解をお伺いしたいと思います。

◎小椋市町村振興課長 確かに、主権者教育に関してもそうですし、選挙啓発についてもそうですけれども、私も10何年前から選挙管理委員会、一度いたことがありますけれども、大きく変わっているわけではないです。出前授業なんかの数はかなり増えているんですけども、確かに全部の生徒にやっていただいているわけではないので、その部分にも問題があるんじゃないかとも感じているところです。

若い方々が政治を身近に感じるためには、どうすればいいかというところですけども、やっぱり政治に参加するしかないと思っています。部局横断というお話も出ましたが、それも私としても感じているところはあります。そういった部分を、なかなか市町村振興課だけではできない話にはなってはきますけれども、何らかの形で若者を政治参加させるといったことができないのかといった声も我々から、選挙管理委員会からも、御協力をい

ただくことができないかといったこともやってみたいと思っていますところでは。

18歳、19歳の方は、すぐ大学生になってしまっていて県外に行ってしまったりするパターンも出てくるかと思うんです。中学高校のときにしっかりと、この政治参加という部分を肌で感じてもらうことをやっていくということを、県としてしっかりやることを考えていきたいと思っていますし、選挙管理委員会としてもやるべきだと思っています。引き続きいろいろ御助言いただきながら、努力させていただきたいと思っています。

◎大石委員長 政治参加というのは、イコール社会参加だと思いますし、そういった意味では、学校での教育はもちろん教育委員会と連携してやったらいいと思いますけど、当然家庭とか、社会の中でそういうことを促していくことも、非常に重要な観点だと思います。県全体で取り組めるようなことも、ぜひ御検討いただいて。あるいは私たち県議会も、協力し合いながら一緒にやっていけるような仕組みを考えていければと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

これで質疑を終わります。

市町村振興課を終わります。

〈管財課〉

◎大石委員長 次に、管財課の説明を求めます。

◎塩見管財課長 令和5年度一般会計当初予算案の概要について、御説明いたします。資料ナンバー②議案説明書の63ページをお開きください。

まず歳入の主なものについて、御説明いたします。中ほどの8使用料及び手数料の1総務使用料、(1)庁舎等使用料につきましては、管財課が管理しております本庁舎、西庁舎、北庁舎における目的外使用許可に係る使用料収入でございます。

次に9国庫支出金の1総務費補助金、(4)管財費補助金につきましては、庁舎営繕費に充当いたします、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金でございます。

次の10財産収入の1財産貸付収入、(2)職員宿舍等貸付料につきましては、知事部局、教育委員会などの職員宿舍の貸付料収入でございます。

64ページをお願いいたします。1行目の(9)普通財産貸付料につきましては、当課で所管しております普通財産の貸付料収入でございます。

次の2利子及び配当金の(23)証券利子収入につきましては、当課で所管しておりますみずほフィナンシャルグループの株式の配当金収入でございます。昨年度と比較いたしますと1億2,800万円余りの減額となっておりますが、これは四国電力の株主配当金が、令和4年度は中間、期末とも配当が見送られ、今後についても先行きが見通せないことから、歳入として見込まなかったためでございます。

次の14諸収入の5総務部収入、(12)管財課収入につきましては、職員駐車場の利用料収入等でございます。

最後の15県債の1総務債、(2)庁舎整備等事業債につきましては、庁舎の営繕工事や電気自動車の購入に係る一般単独事業債でございます。

次に、歳出について御説明いたします。65ページをお願いいたします。主な内容につきまして、右側の説明欄に沿って説明いたします。

12管財費の2管財総務費でございます。

66ページを御覧ください。2行目の事務費は、文書の收受や発送、設備保守管理などの業務に従事する会計年度任用職員8名分の報酬や、管財課で集中管理を行っております公用車33台の維持管理費、またその更新に伴い電気自動車を購入する経費などがございます。

次の3財産管理費は、県有財産の管理や処分等を行うための経費でございます。

最初の船舶等損害保険料は、漁業取締船や浮魚礁など県有船舶等34件について、事故や災害といった不測の事態に備えるための保険料でございます。

次の県有施設災害共済基金等分担金は、県営住宅や職員住宅、庁舎など県有施設の火災等に備えるための保険料でございます。

次の財産管理システム再構築等委託料は、令和2年度に再構築を行いました財産管理システムの保守管理に係る委託料でございます。令和6年度までの債務負担行為の議決をいただいているものでございます。

2つ飛ばしまして、県有資産等所在市町村交付金は、国有資産等所在市町村交付金法に基づきまして、県営住宅や職員住宅など、県以外の者が使用する県有財産が所在しております市町村に対し、固定資産税にかわるものとして、固定資産税の標準税率と同じく、台帳価格の100分の1.4に相当する金額を交付するものでございます。

4庁舎管理費は、本庁舎、西庁舎及び北庁舎等の維持管理に要する経費でございます。

最初の清掃等委託料は、本庁舎等の清掃業務のほか、一般廃棄物、不燃物等処理業務や害虫等駆除業務などに係る経費でございます。

次の警備等委託料は、本庁舎等の警備業務をはじめ、駐車場整理業務や永国寺ビルの機械警備業務の委託に係る経費でございます。

次の設備保守等委託料は、庁舎の空調機をはじめとします機械設備等の保守業務のほか、電気工作物、自家発電設備などの保守管理業務や、建築基準法で定められております建築物及び建築設備に係る保守点検業務の委託に係る経費でございます。

次の電話料金請求集計システム保守等委託料は、所属ごとの電話料金を集計するシステムの保守管理に係る経費でございます。

67ページをお願いいたします。設計等委託料の主なものは、西庁舎の照明設備の改修工事設計委託業務でございます。前回の改修工事からおよそ20年が経過し、設備の更新時期を迎えていること、また、政府の方針でLED化率100%を目標としていることを踏まえましてLED照明に改修し、庁舎電力の省エネ化を図るものでございます。令和5年度に設

計委託を実施し、令和6年度に工事を行う計画としております。

次の庁舎管理システム構築等委託料は、金曜日のデジタル政策課の審議の際に御説明いたしました、マイナンバーカードを利用した職員認証基盤と連携した、本庁舎執務室、会議室の鍵管理システム、及び本庁舎、西庁舎の入退庁管理システムの構築と、その運用保守に係る経費でございます。

次の庁舎営繕工事請負費について御説明いたします。ここに詳しい記載はございませんが、来年度は3つの営繕工事の予算を計上しております。1つ目は、本庁舎敷地内に太陽光発電設備を新設する工事でございます。県の脱炭素社会推進アクションプランに位置づけられておりまして、オール高知での取組を推進する上で、県庁の率先垂範として、本庁舎敷地内に太陽光発電設備を設置するものでございます。今年度を実施しました設計業務では、発電設備の計画規模をおよそ30キロワット程度と見込んでおりまして、発電した電気を本庁舎内で利用することで、約2%のCO₂排出量を削減する効果が期待できます。なお工事の完成は令和6年1月を予定しております。

2つ目は、議会棟エレベーターの改修工事でございます。設置から24年が経過し、耐用年数を超過しておりますので、設備を更新するものでございます。予算は債務負担行為の現年化でありますことから、工事の請負契約は先月27日に締結し、現在は設備の部品製作に取りかかっております。工事中はエレベーターが利用できなくなりますので、議会会期中を避け、令和5年6月定例会後に着手し、8月中に完成できるよう計画をしております。

3つ目は、本庁舎の予備発電機の改修工事でございます。本庁舎には、停電の際に電気を供給する非常用発電機が1基設置されております。その発電機の点検中などに補助用として使用いたします発電機が耐用年数を超過していることから、更新を行うものです。予算は債務負担行為の現年化でありますことから、工事の請負契約を先週締結いたしまして、10月中の完成を予定しております。

このほか、庁舎営繕工事請負費につきましては、機構改革に伴う執務室の改修や、庁舎設備の維持修繕のための工事費を計上しております。

2つ飛ばしまして、管理費につきましては、本庁舎等の光熱水費のほか、日常的な庁舎の修繕費用などを計上しております。また、デジタル政策課の審議の際に御説明いたしました、県庁ワークスタイル変革プロジェクト予算の一部といたしまして、モデル職場において、場所や紙にとらわれない働き方を推進するための、環境整備に係る什器の購入経費を計上しております。

最後の、県有建築物南海トラフ地震対策基金でございます。県有施設の耐震化を進めるための基金の管理に当たりまして、例年、運用益を積み立てる予算を計上しておりましたが、令和5年度に実施されます高等学校振興課の施設整備費に、基金残高を全て充当する予定でありまして、令和5年度には運用を行わないことから、予算額がゼロとなっている

ものでございます。

管財課の令和5年度当初予算額は総額で11億152万1,000円、前年度当初予算と比較いたしますと、率にして16.8%、1億5,800万円余りの増額となっております。

当初予算は以上でございます。

続きまして、令和4年度の補正予算について御説明いたします。資料ナンバー④、議案説明書の26ページをお願いいたします。

まず、歳入予算でございますが、9国庫支出金の1総務費補助金、(6)管財費補助金につきましては、北庁舎の照明設備改修工事に、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を充当することになったため計上するものでございます。

次の14諸収入の5総務部収入、(13)管財課収入につきましては、電気自動車の購入及び充電設備の整備につきまして、当初は地域活性化事業債とあわせて、国の補助金を活用する予定でしたが、併用できないことが判明したために国費を減額するものでございます。

次の15県債の1総務債、(3)庁舎整備等事業債につきましては、国の交付金の活用などにより起債額を減額するものでございます。

27ページをお願いいたします。歳出予算でございますが、右側の説明欄の1管財総務費につきましては、電気自動車の購入における入札残と旅費の執行残による減額でございます。

2庁舎管理費の庁舎営繕工事請負費につきましては、入札残に伴う減額でございます。それぞれ合わせまして、歳入で説明をいたしました財源の更正を行っております。

以上で、管財課の説明を終わります。

◎野町副委員長 それでは質疑を行います。

◎上田(周)委員 本庁舎太陽光発電の新設工事で30キロワットという、2%のCO2削減で説明がありましたが、この1億6,000万円の中で工事費は幾らぐらいです。

◎塩見管財課長 太陽光発電の設備新設工事は、そのうち8,300万円余りとなっております。

◎上田(周)委員 30キロワットいうたら、1家庭で大体4キロワットですから、まあ7、8軒ぐらいかなということで、割り戻したら結構高額と思いますが、例えばその工事で、災害時に電源を確保して備えるとか、いわゆる蓄電池も一緒に工事費の中に入っているとかが高額になっているんですかね。そこだけ知りたいがです。

◎塩見管財課長 蓄電池は、今回導入はいたしませんでした。実は、産業用の蓄電池もかなり高価なものになります。蓄電池を備えておいて、例えば日中発電した太陽光で夜間電気自動車に充電するとかもいろいろ想定はいたしましたけれども、どうもコスト面でなかなか折り合いがつかせませんでしたので、通常の庁舎の使用電力にそのまま流していくとい

う形を想定しております。

◎上田（周）委員 ということは30キロぐらいで、8,300万円いうたら妥当の額という認識でいいですか。個人的にすごい高価格と思ってましたので。

◎塩見管財課長 一般家庭の工事と比較しますと、こういった規模の大きなものについては、どうしても割高になってしまうというところがあります。例えばパネルが産業用のパネルであったり、発電した電気を庁舎に引き込む配線等も複雑で距離が長くなるというようなこともあります。あとは公共工事ということもありますので、一般家庭の工事からいうと割高な部分はあるかとは思いますが、こういった公的施設の工事においては、妥当な金額となっております。

◎黒岩委員 財産管理費ですが、本年度の県有財産の処分状況と、来年度の計画等々はどうんな状況か教えてください。

◎塩見管財課長 今、手元に正確な金額を持っておりませんが、今年度は1件、四万十市の入田にありました元職員住宅が売却できております。あとはもう年度内はないかなと。来年度につきましては、今現在入札等の調整がつきそうな物件につきまして、所属と調整中になっております。また、売却処分が進むような物件があれば、一般の入札にかけて売却を進めていくという形になっております。

◎黒岩委員 一時期、相当売却をされてきたと思うんです。実際今後の方向性として、それぞれ担当部で判断をすると思うんですけれども、今の状況としてはどんな感じですかね。

◎塩見管財課長 従前からこういった、もはや使用目的が見込めない物件についての処分を進めてきておまして、それなりの買い手がつくような物件は、もうほぼ売れてきているというのが実感です。さらにまた使用見込みのない物件が追加されたときに、そこが市場とマッチして買い手がついて処分されていくことはあるかもしれませんが、従来から残っているものは、なかなか買手が見つからないという現状があります。随時ホームページでも入札ということで御紹介もしておりますし、売却に至らなくても、例えば公的に、他の市町村等が何か貸付け等で利用する目的があれば、またそちらの御相談にも乗っていくという形で対応はさせていただいております。

◎三石委員 管財課収入のところの、1,059万円ですかね、職員の駐車場のことを言われましたけど。その現状はどういうような状況なのか、どのぐらいの職員が利用しておるのか、駐車料金はどれぐらいなのかということを含めて、詳しく説明していただいたらと思うんですけどね。

◎塩見管財課長 管財課収入1,059万円のうち、職員駐車場収入が750万円余りとなっております。これは本庁舎だけではなく、出先等も含めた全ての職員駐車場の収入ということになっておまして、料金につきましては、それぞれの土地価格から算定するような状況もあり、それぞれ規則で決まっております、庁舎ごとに異なっているということになり

ます。駐車場別の内訳というのは、今、手元に資料がございません。

◎三石委員 本庁でどのくらいの職員が利用して、どのくらいの料金かというようなことも、今分かんないわけですか。

◎塩見管財課長 庁舎ごとの内訳という形では、今手元にございません。

◎三石委員 庁舎ごとじゃのうて、個々の、本庁も分かんない。

◎塩見管財課長 ステッカーの配布という形で利用させていただいているんですけれども、ステッカーの配布枚数は、今手元に持っておりません。申し訳ございません。

◎徳重総務部長 今手元にはないんですけれども、戻ればあるようですので。後ほど数字をお出しさせていただきたいと思います。

◎三石委員 何で聞いているかといいますとね、やっぱり車で通勤したい。けれども本庁の駐車場の枠がない。そしたら民間のところで駐車場を借りて、払わないかんわけですよ。そこから辺り、どういうことなのかをもう少し知りたかったわけですね。それは車でなくて、自転車で通勤することも、それは理想でしょう。電車で来ることも、バスで来ることも理想。できたらそうあってもらいたいんですけども、そうでなくて、どうしても車で来たい、けれども台数に限りがある。その実態が知りたいんでね。

◎塩見管財課長 希望される方にはステッカーという形で配布しておりまして、それが駐車許可証ということで、ステッカーを貼っている者は、後ろの職員駐車場を利用できるということになっておりますが、ステッカーを配布した枚数分、駐車場の枠が構えられているかということ、そこは難しく、実は早い者勝ちになっている現状にはございます。どうしてもこの敷地内に、たくさんの駐車場を構えることができない。例えば、外来者の駐車場は確保しないといけませんし、また出先機関の公用車をとめるための駐車場も確保しないといけないということもあります。現状、職員駐車場を、車で来られている台数分用意するということはできないので、もう随分昔からそういった運用でお願いしてきているという実態にございます。

◎三石委員 昔からそういう運用ということも分からんじゃないですけども、不公平感も出てこりゃせんろうかという気もする。通勤をする場合やったら、補助というかが出てくると思うね。民間の駐車場を借りざるを得ない、その辺りの補助とかはどうなってるのかな。補助なんか出ずに、自分で払わないかんの。通勤旅費だとか、その辺りどんなになっとなるかな。

◎徳重総務部長 自家用で通ってらっしゃる方への専用の通勤手当というのは特にはないという状態です。

◎寺村行政管理課長 通勤手当として、自家用車で通ってる方に出ておりますが、その駐車場を借りていることに対する補助的な手当てはございません。

◎徳重総務部長 三石委員がおっしゃるのは、恐らく我々の庁舎内の駐車場にとめる許可

書をもたらるにもかかわらずとめられない人がいて、その分民間のほうに、高い金額でとめざるを得ないからというところで、不公平感がないかということかと思えます。どれぐらいの人がとめられてないかというところは、正直把握はできていない状況でございます、どれぐらい職員の庁舎内での駐車場のニーズがあるかというところも、聞いている状況ではないところがございます。

ただ、先ほど課長から申し上げさせていただいたように、県庁が市内の1等地にあって広いスペースを確保することができないといったところで、できるだけとめたいというニーズにも応じられる形で、現在のような運用をさせていただいているところでもございまして、このやり方が定着はしてきているところではございます。委員からの御指摘は、1つ研究材料とはしておきたいと思っております。

◎三石委員 その程度でええですけどね。一遍その辺りの実態調査というか、職員の思いというか、こういうふうにしてもらいたいとか、そんなことも調べておいたらどうでしょうかね。長年こういうことをやってるからということじゃなくてね。そうせな、とめたいけれどもとめれない、とめれなかったら民間のところで借りて払いなさいと。それが嫌ならバス、自転車で来なさいというようなことになってくるわけやけども、その実態を把握しておく必要もあるんじゃないでしょうかね。

◎塩見管財課長 確かに、ここ数年そういったことをやったという形跡もございません。また職員の駐車場に関してはニーズ調査と、あとは他県の状況等も調査させていただきまして、何か手段はないかは検討させていただきたいと思えます。

◎野町副委員長 三石先生にも大変いい御提案をいただいて、本当に感動しております。私も7年間、安芸から本庁に通いました。実は数年間、民間の駐車場を借りてまして。市営のグラウンドの近くから、ずっと雨の日も歩いて、毎月2万5,000円払ってました。こっちにとめると当時は500円ぐらいだったかと思うんですけど、その差額って何だろうって、本当に考えてました。家計にも大きく影響しましたし。そういう方々がステッカーを求めて手を挙げてあそこへとめるんでも、当時は、6時半に着いてないと置けないんですよ。今もそうなんだろうと思いますけれども。恐らくステッカーの枚数は、1.5倍から2倍、あるいは3倍ぐらいあるんじゃないかと。それを知らないというのは、僕はびっくりしましたですけどね。これはいかんですよ。ステッカー配布してるのに、とめられない方々がたくさんいらっしゃるということだと思えるので、それはいかんと思えます。

それはぜいたくな話だと県民から言われるのかもしれませんが、遠くから県庁に通って、モチベーション高く仕事をするためには、その不公平感をなくす。朝早く夜遅くというよりも、しっかり民間を借りれて、例えばここにとめられるのと同じぐらいの値段で対応ができるという、通勤手当へのプラスアルファという形でやってあげるのは、職員にとっては物すごくプラスになることなんじゃないかな。県民の皆さん方に御理解がい

ただけるかどうかというのは、また別の問題かもしれませんが。

私が現役でおる10数年前に、ただでとめてられた出先機関の駐車場も500円取るようになりました。これは議会の先生方の御提案もあったのかもしれませんが。

とめたいのに、ステッカーは配っているのにとめられない。民間で借りて、全然違う金額を払わなければならないという。私はそこは、職員のモチベーションからいうても随分違うんじゃないかなと思います。先生の御提案をぜひ実践していただいて、また手当のことも考えていただけたらいいかなと思いました。

◎徳重総務部長 今、副委員長からの御指摘ではございますけれども、もちろん職員の手当関係というのは官民の公平のバランスとかを考えて、国制度との比較もしなければならぬところがございます。一律に民間の駐車場代の補助というのは、正直申し上げると、制度的なものに加えて、どれぐらいの人数が必要になるかとかいう財政上の問題が重いものだと思っております。

また、全国状況などを見ると、恐らく2000年代に入った辺りから職員の駐車場を県庁周辺に用意するというのはいかかなものかという論調が広がってきて、もともと県庁という庁舎自体が県内の1等地にあることもあって、そこに職員用の駐車場を構えておくのはどうということかという議論は結構あって、全国的には廃止するところもあったわけがございます。

ただ本県では、そういった経緯もありながら、できるだけバランスのとれる形で、今までそのようにさせていただいてきているということもありますので、そこはよく考えて、対応しないといけないところかとは思っています。

◎森田委員 関連ですがね。それは部長の答弁された御判断も、民間センスで当然と思うよ。通勤事情を勘案したら、あなたも一応権利があるね、だけど本人で努力しなさいよ、6時には来んととめられませんかよ、それが嫌なら、市中の駐車場をお借りする。もうそれは当たり前で。学校なんかどっさり余地があるところでただで置きゆう人、その隣に駐車場を月極で借りゆう人なんかいっぱいあったんで。だけど学校の先生についても500円はいただく。そういう、随分深く考えた挙げ句やと思うで。使しようもない土地が裏のほうにあって、けど便宜を図ると。金を別途に予算化して用意するとかいう話では、絶対ないと思うね。それがために給与ベースなんかでも随分反映もされちゆうし、通勤手当もあるし。それは考えないかんと、僕は思うよ。

上田委員が言われた、その再エネ時代に備えて、こういうふうな非常用電源を構える。30キロワットで6,000万円、7,000万円とか言いましたよね。非常に割高やなと思います。設備の規模が大きいから高いとか、大きかったらましてや安いかなと思うわけですけど。

僕個人の話だけど、最初交渉したときに、4キロで800万円ぐらいと言いつたのよ。ところが別の企業で、全然設備は同じように20年もつけどって、それが200万円になって、結

局200万円で購入した。800万円が200万円にディスカウントするような。蓄電池つけずにね。蓄電池って非常に高い。だから、こんな30キロワットの蓄電池構えると、設備年限からいうとめったに使わぬのに、非常にハイコストになってくるき。

これから再エネ時代で、県の出先機関も余った屋根だとか駐車場、いろんなところへ用地があったらつけていく時代になるかも分らんけど、市中感覚からすると非常に高いね。どんな入札をされてここへ落としたのか分らんけど、一般感覚からいうと非常に高い。入札なり何なり、公的配慮はあった上でのことやと思うけど、それでもね。2級品というのかね、同じ耐用年数で、能力も同じなのに4分の1ぐらいになるのよ。

株主だから四国電力とあうんの呼吸もあるかも分らんけど、税金の適正使用も含めると、内容を聞いたら割高感があるなと思いました。今後、再エネ時代がどんどん進んでいって、出先もつけていく時代が来るとしたら、ここら辺もしっかり。同じ内容だったら、うちはこんだけで出来ますよという市中感覚を身につけないかなと思いました。

それとさっきの選管。部長が総務省へいずれ帰られると思うとね、選挙の記載台が後ろから丸見えなんかいう。個人情報保護だとか、あるいは基本的人権だとか、守秘義務とかからすると、言いゆうこととやることが全然違う。それでおって投票率が上がらないと。上がらないことの1つ、5ポイントか10ポイントかあると思うけど。見られるき嫌とか。あそこの投票場へ行かんでも今は期日前投票なんかの方法もあるけど、記載台が低うて後ろから見ると。高知県議会で幾ら話してもいかんけど、メッセージが、部長がおいでちゅうき。民主化を言うんやったら、個人情報だとか基本的人権とか言うんやったら、そこら辺に配慮がないと。ということをもう1回つけ加えて私は発言を終わります。

◎徳重総務部長 太陽光につきましては、クーラーとかで話題になってたかと思うんですけども、例えば屋内体育館とかにつけるときに、業務用でつける場合と、家庭用のクーラーをつけるときには、業務用と一般家庭用では単価が違うというところもありまして、単純に家庭用の出力とを何倍かした金額と一緒にならないということがあるのは、皆さん御承知のとおりかとは思いますが。今回の金額は、あくまで予算で提示させていただいてるもので、必要な見積り等はとらせていただいた上でお示しさせていただいております。

ただ、もっと金額が下がっていけば、それは我々としても望ましいところがございますし、出先機関とかでもこの太陽光を広げていけないかというのは、我々の中でも持ち合わせているプランではございます。そういったところに広げていくには、もちろん安く調達できることがいいというところがございます。まずは今回初めての設置になりますので、そこで導入させていただいた金額を見て、ほかのところにもどれだけ広げていけるか検討させていただきたいと思っております。

選挙のお話でございます。市町村課長に当てて、部長に当てなかったのは、総務部の所管外だということで、選挙管理委員会の事務局である市町村振興課長に答弁を求めていた

だいてたとは思うんですけれども、選挙の記載台のお話が出ましたので。もちろん投票の立会人の制度というのは、選挙の大原則である投票の秘密をいかに担保しながら、一方で立会人制度を設けている趣旨でございますので、そことのバランスを国の中でもしっかりと考えていただくように、必要なところを私でも認識はした上で、高知県としても必要な制度改正があれば、提言をしていきたいと思っております。

◎野町副委員長 確認しておきたいと思えます。先ほどの職員駐車場の件で、私の言ったのは過去の職員としての思いでありまして、県民の目線で見るとどうなのかというのは、確かにありますからという、前段としてお話しさせていただいたと思えます。三石委員が最初におっしゃったように、そこら辺の実態調査というのはしていただくというお答えだったと思えますけれども、そのことは確認をしておきたいんですけれども。

◎塩見管財課長 今、現在この本庁舎、西庁舎、北庁舎に車、自家用車で通勤している職員数と、私どもの駐車場を利用するというところでステッカーの配布をしている職員数と、実際、駐車場の枠でそれがどれぐらいの割合になるかというところ、あとは職員の希望でやニーズについては、また今後調査をさせていただきたいと考えております。

◎野町副委員長 また御報告もいただければ、大変ありがたいなと思えます。

②の66ページのほうで、黒岩委員から御指摘をいただいた、財産の処分のお話がありました。令和4年度には1件処分をされたということでもありますけれども、中段から下のほうにあります県有資産等所在市町村交付金ということで、いわゆる固定資産税に替わるものをそれぞれ出してるんだと。約2億8,000万円あるわけですけれども。それぞれの施設がだんだん統合縮小をしてきているわけです。教育委員会に関わると思うんですが、学校の統廃合が大変進んでおりますよね。ここは所管ではないのでしょうか。

◎塩見管財課長 そこは教育委員会のほうの所管になりました。

◎野町副委員長 分かりました。ではそれで結構です。

◎加藤委員 駐車場の件、少しつけ加えさせていただきたいんですけれども、庁舎の駐車場にとめれた方と、とめれなくて民間を借りざるを得なかった方と、この不公平感が非常に大きいのではないかという印象の御質問もあったと思えます。現実的にどれぐらい負担をいただいているのか、民間と庁舎にとめたとき、どれだけ経済負担が出てくるのか。その辺り少し答弁をしていただいたほうが、感覚的に理解しやすいと思うんですが。

◎塩見管財課長 庁舎近辺の民間の駐車場料金というのはデータを持っておりませんが、感覚的なものも含めて、まとめてお返しさせていただけたらと思えますが。

◎加藤委員 言い方を変えますけれども。民間の単価が分からないにしても、庁舎にとめれた人たちが、著しく得をしてるんじゃないかというような印象を持ってしまう面もあるかと思えます。庁舎にとめる場合に、どれぐらいの負担をしていただいているかというところだけでも、答弁をしておいたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども。

◎塩見管財課長 正確な記憶じゃなくて申し訳ございません。もし間違っていたら、また後ほど訂正させていただきますが、本庁舎の場合、駐車場料金を月1,000円いただいております。

◎三石委員 スペースはどればやろね

◎塩見管財課長 1台分。

◎三石委員 1台やけど、なんぼぐらい。合計

◎塩見管財課長 台数にして、たしか70台程度だったかと記憶しておりますが。

◎三石委員 ぐらいとか、そうじゃのうてやね。管財課でしょう。そのぐらいの台数、どればあ本庁にとめれるか。そればあの数字分かってないといかんで、それは。

それぐらいのとか、そんなざっとした答弁ないぞ。調べんかすぐ。私はそう思いますよ。調べていただきたい。この場で答弁してくださいや。そんなええ加減なことじゃ駄目だわ。

◎徳重総務部長 至急確認して御答弁させていただきます。

◎大石委員長 駐車場の問題で、朝早く来た方がとめられるということで、早い方は6時とかに来られると思うんですけども。始業時間までの間、庁内にいるわけですけども、その場合は早出の申請というのは、通常されているもんなんですか。

◎塩見管財課長 それぞれに応じてということだと思います。早く来られる方の中には、早出の時間帯に勤務するという申請をされた方が、早く来られてるということであって。駐車場に置くために、早出に来られているということではないとは思いますが。中には早出の人もおいででしょうし、通常の間休の方は人それぞれといいますか、車の中で一休みされてる方なんかもお聞きしております。

◎大石委員長 その間、仕事はするけど、早出も残業もつけないみたいな方もいらっしゃるんですか。

◎徳重総務部長 基本的に駐車場に早くとめるために来た場合、仕事をしていなければ、当然時間外の対象にならないです。早めに来る方は仕事ではなくプライベートで、自分の車内で始業までの時間、体を休めていたりとかに使っている場合が多いと聞いています。

◎大石委員長 デジタル化の関係で、リモートとかいろんなことがあって、出勤する職員の数もこれから変化があると思うんですけども。70数台と、今正確な数字をお調べいただいていると思うんですけども、職員の数もこれから増えていくことはないという中で、全体の計画みたいなものはあるんですか。不足感が緩和されていくのかということ、あるんでしょうかね。

◎塩見管財課長 実情から言いますと、少し働き方が変わっていくという程度では、なかなか解消はされないのではないかと感じております。ただ、物理的に駐車場を広げるということは、面積的にも無理ですし、立体駐車場をつくるというようなことも、この敷地内ではなかなか工事が難しく、できないという状況でございます。一方、この県庁の周辺に

は民間の駐車場も結構ございますので、そういったもの等を利用しながら、やっていただくしかないのかなというところであります。

◎森田委員 駐車場に置く権利のステッカーをもろうちゅう人なんかは、帰りたいときにすぐ帰れん。ぎちぎちに詰められちゅうわけで、そういうリスクもあるわけよね。朝来たところが満杯で置けんかったら、外の時間割の駐車場に置き換えるわけで、それは割高よね。その前段階では、あなたは本当に遠いところやねと、あんたでもステッカーの権利を与えましよう。何段階かそうやってリスクを承知でやりゆうというところもあるんやし。それから民間感覚も当然、大前提にあるはずやし。

だけど、三石委員が言われたけど、一番基本というか、我々も非常に興味があるというかね。あんた県の財産管理やりよってよね、一体県庁職員が何台置ける用地を持って運用しゆうのかという話は、数字が動きゆうわけやないし、常時構えてないよね。そこは即答えんでどうするで。

◎大石委員長 はい、数字出てきました。

◎塩見管財課長 大変申し訳ございません。数字ですけれども、正確に言いますと、軽四専用が26台。普通乗用車もとめられる枠で110台ということで。合計136台、裏の駐車場にとめられるということになります。

縦列駐車的になってすぐ出ていくことができないという現象も確かにございますが、その際は管財課に御連絡いただいて、前の車の運転手の方に連絡して動かしていただくという、御迷惑もおかけしております。

そのうちステッカーが、今現時点で158枚発行されているということです。

◎森田委員 ほな倍も3倍もじゃないね。

◎野町副委員長 ごめんなさい、私の失言です。

◎森田委員 1割増しか2割増し以内よね。

◎塩見管財課長 ステッカー158枚の交付に対して、136台の枠があるということで、現時点での発行枚数が158枚ということになっております。

◎森田委員 158枚ステッカーを渡した前段で、私も置きたいけどって希望者が大体どれぐらい来て、158台に絞り込むわけ。

◎塩見管財課長 ステッカーを交付する希望のある方は、全員交付しております。ですので、ステッカーはあるけれども、とめられないという方が生じているということです。

◎森田委員 ステッカー希望の人には、全員配りゆうわけ。審査をせんわけ。

◎塩見管財課長 審査といたしますか、2キロの通勤距離がある方は申請ができるようになっておりますので、そちらのほうを確認いたしましたら、特に台数に応じて、早い者勝ちとかそういうこともございません。希望する方は、もしかしたらとめられないこともありますよということを承知の上で、ステッカーの交付を願い出ている方ということになります。

す。とめられる、とめられないにかかわらず、ステッカーはお配りします。

◎森田委員 大体、姿が見えてきたけど。権利のある人、2キロ以上離れた人で、手を挙げて置きたいと言うたらステッカーを配布すると。それが許容スペースの1.1倍ぐらいの人に全員配りゆうと。朝来てこぼれた人は外の駐車場に置きに行くか、承知の上で、出たいときに出にくいけど朝早うから来て置くか。だから、ほとんど手挙げた人が置けゆうという意味で。もともと、近過ぎるき、空けちょいちゃらないかんねという人の声も含めたら、もっとあるかも分からんけど。良識的に1.1倍ぐらいの人で運用できていきゆうき。まあ、その1,000円が高いか安いかは議論のところかも分からん。

昔からこの県庁周辺は2万5,000円とか3万円やきね。川を南へ渡ったら大分安くなるけど。1,000円ばあで、自然に競争原理が働いちゆうんじやないかなと。僕は全体的に、いいんじやないかなと思ひゆうけどね。どっさり人が希望を出して、はねられた人が10倍ぐらいおるんか思ひゆうけど、1割ぐらいしかはねられてないということやね。

◎野町副委員長 私は同じように希望したかったんですけど、早く行かないととめられない、だから希望しなかったんです。だから、僕は職員の希望調査というのは要るんじやないかと思うんですよ。現実的に、6時半に安芸から来れませんのでね。だから、そういう希望者はたくさんいらっしやると思ひゆうますよ。

◎徳重総務部長 三石委員、野町副委員長からもありましたように、確かにここの数字にあらわれてきていない潜在的なニーズというか、もし使えるのであれば使いたいという職員は結構あるとは思ひゆうます。限られたスペースをどう使うかということの中で、どこまで県職員のニーズとして調査する方法があるかは、考えてみたいとは思ひゆうます。今の庁舎内での県職員の駐車スペース問題は、少しニーズ調査もしながら、どういうやり方がいいか検討はさせていただきたいと思ひゆうます。

◎塚地委員 結構、職員の労働環境に関わるお話だと思ひゆうんですけど。これまで全国が廃止の方向に向かっていく過程の中で、駐車場の使用の管理についてという、裏の駐車場を有料化する、一定残して有効活用するということの話合いを労働組合の皆さんとやってきた経過みたいなことはあるんですかね。

◎塩見管財課長 有料化の過程では、やり取りもございました。これも正確に何年というのが記憶にございませんけど。有料化の際には補償等についても行ってはおります。

◎塚地委員 周辺に置かれる方等の格差というものの不満感みたいなものは、結構私も聞いたりもしてきた経過もあつたりします。ぜひそういうことを考慮したらという自民党の委員からのお話は、職員にとっては大変前向きで、ありがたいお話かなと。一方では、市民、県民の皆さんからの御意見とのバランスなんだと思ひゆうんですけども。働く人たちの労働条件をどう改善するかということで、極めて貴重な御意見も出たので、ぜひ積極的に、前向きなアンケートの結果というようなことで思ひゆうしておりますので検討くださいませ。

(「高い給料もらいよって、民間の人も街に置きゆうのに何を言いゆうが」と言う者あり)

◎大石委員長 では要請でよろしいですね。

◎塚地委員 はい。

◎大石委員長 いろいろ議論がありましたけど、塚地委員がおっしゃいましたように、人材確保もこれから大事ということで。県庁の皆さんの働く意欲という意味でだと思いたすけれども。

そういう中で1点。今、申請できる基準が2キロというお話がありましたけれども、この基準がどうなのかというのを、都度情勢に応じて見直していくのも1つじゃないかなという気もするんですけども。いつ頃できたかも分かりませんが、これまでその基準が出来てから、随時見直しはしているんでしょうか。

◎塩見管財課長 この基準につきましては、そもそも通勤手当の対象となる距離を基準にしていると記憶しております。ですので、そこのベースに見直しがなかったのも、従来からその部分についても見直しはしていません。

◎大石委員長 そこが連動するというのは、何か条例とかで定められてるんですか。それとも本来は運用上それと分離して考えられるようなものなんですか。

◎塩見管財課長 規則で、そこの連動が縛られているということではございません。ただ、おおむね2キロ程度でしたら、できれば自転車等で通勤していただきたいというようなところも、判断の1つにはあろうかと思えます。

◎大石委員長 2キロというのを、自転車で、歩いてでも来れない距離じゃないという中で、野町委員がおっしゃられたように、安芸から来る人と2キロ以内の人では、なかなか不公平感あるというのも当然のことだと思います。あるいは年齢等によっても、仕事の多忙感とか重要性とかでも違ってくると思いますので、そこは連動して、なかなか切り分けられないのなら仕方ないのかもしれませんが、こういう時代ですから、ぜひ柔軟にいろいろ御検討いただけたらなと思えますが、いかがでしょうか。

◎徳重総務部長 今日の委員の各皆様の御指摘を踏まえて、考えてはいきたいと思えます。一方で、県としては公共交通機関の利用も呼びかけている立場でもございますので、そういったものとも複合的に考えていかないといけないのかなとは感じております。そこは来年度検討させていただきたいと思えます。

◎大石委員長 公共交通機関の話、パーク・アンド・ライドのことも指してると思うんですけども、なかなか、とさでんの持ってるパーク・アンド・ライドの敷地は、満車というか厳しい状態もあろうかと思えます。例えば県の土地とかを、適地があるかどうか分かりませんが、パーク・アンド・ライドに活用できるように調査をするとかは今までやられたことあるんでしょうか。

◎塩見管財課長 特に今までそういった視点で検討したことはございませんが、委員がお

っしゃるように、公共交通機関から近いところに、もし県の遊休地等がございましたら、そういった視点で見直してみるのもありかなと、今考えております。

◎大石委員長 ぜひ、多角的にいろんなことを御検討いただけたらと思いますので、またよろしく願いいたします。

私ちょっと離席をしていた時間があったんで、御説明いただいたかもしれませんが、庁舎管理費で、去年の当初予算より金額が随分上がってるのは、電気代の高騰を見込んで、どれだけ今回増加要因で見てるのかお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎塩見管財課長 そのこの部分の御説明はできておりませんが、主な増額要因としては、委員がおっしゃった光熱水費、主に電気と、ガスも上がっておりまして、そちらで6,000万円余り増額を見込んでおります。あとは、管財課で行うこととなりました執務環境とマイナンバーの新規事業ですとか、4年度と比較いたしまして庁舎営繕工事が大規模なものになっていることございまして、総額1億5,800万円余りの増額という形になっております。

◎大石委員長 1億6,000万円のうちの、6,000万円強が電気代ということで、電気代もかなり大きいなと思います。去年も補正で追加分を随分議決しましたが、これからさらに値上がりもうわさされている中で、中長期的にこのままずっと出していくのか、あるいは一定コンサルティングみたいな形で長期的な計画を立てて、少しでもみたいな形にするのか、その辺りの戦略みたいなものは、県としてはどうお考えなんでしょうか。

◎塩見管財課長 まさに5年度にお願いしております太陽光発電、さらに、電力の効果としては僅かかもしれませんが、加えましたLEDの改修といったもので電力を抑えていく努力はしていきます。

あと将来的には、今、新電力が市場に参入できない状況が続いておりますので、その見通しが変わって、四国電力一択ではなく入札が開始できるような状況になれば、少しでも電気代を抑える効果にはなると考えております。ただ、そちらはまだ現状先行きが不透明となっております。

◎大石委員長 去年の当初で電気自動車を10数台購入されたと思うんですけども、電気代が上がったことによって、費用対効果はどうかとかの議論は出てきていないですか。

◎塩見管財課長 今、令和4年度の予算でいただいた電気自動車が順次入ってきておる状況です。今月末ようやく、今年度導入する12台と既存の2台、合わせまして14台の電気自動車がそろふこととなります。その電力の差については、まだこれからというところです。

◎森田委員 課長が今言われた、これから新規参入する四国電力以外の電気事業者の件はしっかり見ていかんと、結構ハイリスクな判断になるんで。私が言った再生可能エネルギーのパネルをつける云々というのは端末の事業費の話やけど、各出先機関が購入電力を四国電力から変えて、場当たりに安いとか売り文句に乗ったような形でやって、随分去年補正を組んだこともあるし。そこら辺、基本的な部分はしっかり考えて。安定供給への責

任感がどれだけあるのかとか、きちっと物差し当てんといかんよと。私がここで言いよつた30キロワットが高い安いというのは、これは電気設備会社の話で、電力事業者とは違う話やからね。混同せんように。

◎大石委員長 要請ということで、よろしいですね。

これで質疑を終わります。

以上で、管財課を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

それでは、一旦昼休憩に入りまして、1時再開といたします。

(昼食のため 11時44分～12時59分)

◎大石委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

《総務部》

◎大石委員長 総務部から2件の報告を行いたい旨の申出がありますので、これを受けることにいたします。

〈市町村振興課〉

◎大石委員長 まず、高知県水道広域化推進プランについて、市町村振興課の説明を求めます。

◎小椋市町村振興課長 御手元の総務委員会資料、報告事項の中の赤色のインデックス、市町村振興課のページをお開きください。

高知県水道広域化推進プランの改定についてでございます。高知県水道広域化推進プランは、本県における水道事業の現状や将来見通し等を取りまとめ、令和3年11月に策定をしておりましたが、今回広域化に係る今後の方向性と、当面の取組内容やスケジュールを新たに盛り込み改定を行うこととしましたので、その内容を御報告させていただくものでございます。

まず初めに、本プラン策定の背景と目的について、改めて簡単に御説明をいたします。今後の人口減少による水道料金収入の減少や市町村職員の人員不足が見込まれる中、老朽化に伴う水道施設の更新や耐震化など、水道事業を取り巻く経営環境が一層厳しくなることが想定をされております。

こうした状況への対策の1つとしまして、各市町村が単独で行っている水道事業を広域化することで、将来的な負担の軽減を目指すことを目的に、国からの要請もございまして、県主体で水道広域化推進プランを策定することとしたものでございます。

②でございますが、本プランの位置づけは、本県の水道事業全体の方向性を定めました高知県水道ビジョンの広域的な連携の推進を具現化するものとし、資料右下の(1)から

(3)の内容を定めることとしております。

資料の2ページをお開きください。こちらは大きな方向性として、昨年度に既に策定済みの内容でございます。①の今後の経営見通しとしまして、収益の減少と老朽化による建設改良費の増加により、今後約50年間の累計で1,900億円弱の収支不足が見込まれております。

これらの対策といたしまして、左下の推進方針にございますように、1水道事業に係るシステムの共同化、2受け皿組織の構築と活用、3その他の取組といたしまして、共同発注や共同委託と、地域の実情を踏まえた施設の統廃合の3つを柱として、広域連携を推進していくこととしております。

これらの取組を進めるに当たりまして、資料右側にありますように、市町村の意見をしっかりと丁寧に聞きながら、広域化に向けた方向性を整理していくこととしております。また、この広域化の取組は長期にわたりますことから、まずは短期の目標を定め、その達成に向けた取組を設定いたしまして、その後の中長期の取組や最終目標につなげていくことを基本としております。

次に、3ページを御覧ください。こちらから新たにプランに加えました改定部分でございます。先ほど説明をいたしました、広域化に向けた3つの取組ごとに、短期の目標とそれに向けた取組、それ以降の中長期の取組などを簡単に整理したものでございます。

1つ目は、システムの共同化です。最終的には事務の効率化や情報の一元化が見込まれることから、県全域を対象とすることを視野に取り組みまいります。まず短期の取組といたしまして、共同化に係る手法や方向性を取りまとめ、その実現に向けた課題を整理してまいります。そのため、システム共同化の具体的なモデルを県において整理した上で市町村にお示しし、これをもとに実現に向けた市町村との協議を進めていきたいと考えております。

市町村で既に導入しておりますシステムの内容や更新時期等が異なることから、調整に時間を要することが考えられますが、協議を進める中で、早期に共同化が実現できる具体的なシステムの種類が明らかになれば、先行して取組を進めることとしまして、最終的には県全域で様々なシステムの共同化の実現を目指してまいります。

次に、受け皿組織の構築と活用でございます。水道事業に従事する市町村職員の負担軽減を目的に取り組みまいります。そのため、短期には受け皿組織の運用の開始を目標としまして、令和6年度の組織の立ち上げと運営の開始を想定しております。立ち上げ後は組織が担う業務の拡充や、組織の形態の見直しを加えながら、水道事業の全体計画となります高知県水道ビジョンの令和11年度の改定につなげる形で、受け皿組織を構築してまいりたいと考えております。

3つ目のその他の取組といたしまして、まず、共同発注・共同委託でございます。消毒

用の薬剤などの消耗品や水質検査などの外注業務を、市町村が共同で発注を行うことでコストの削減効果が見込まれるため、県全域を対象に取り組んでまいります。

これまで南国、香南、香美の3市によりますモデル地域検討会を開催して、先行して共同発注等に向けた諸課題の整理を行いました。来年度にはこの3市による物品の共同発注を先行実施し、見えてきた課題の整理を行いながら、保健所などを単位とする圏域への取組に拡大をしてまいります。最終的には圏域を越え、県全域を対象といたします共同発注・共同委託の実現を目指してまいりたいと考えております。

最後に施設統合でございます。一般的にはコストの削減効果が高いと言われておりますが、本県の場合、水源が豊富で水質も良好のため、小規模な水道施設が山や谷に隔てられた形で中山間地域に点在をしております。このため、施設の統廃合による削減効果より、統合先に新たに水道管を増設するコストのほうが大きくなってしまい、施設統合の効果が期待をできない状況でございます。しかしながら今後の人口減少による施設のダウンサイジングや、廃止といった議論は避けて通れないことから、統廃合に係る財政シミュレーションの結果をもとに、施設統合の可能性が見込まれる市町村間で意見交換を行い方針を検討してまいります。

施設統合に関しましては、地域住民の御意見を十分に踏まえた検討を重ねる必要がありますので、関係市町村とも丁寧な意見交換を行った上で、可能な箇所から取り組んでまいりたいと考えております。

これらの取組のスケジュールを整理したものが、次の4ページとなります。計画期間は目安としておりまして、実現が可能な限り計画を前倒ししたいと考えております。

次の、5ページ目からは、高知県水道広域化推進プラン改正案の本体となります。今月中に正式決定をいたしまして、公表をする予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

◎大石委員長 それでは質疑を行います。

◎上田（周）委員 1点、要請ということで。課長からるる説明がありましたが、県内34市町村それぞれで、良質な水ということで水源地を確保して、それぞれが企業経営努力を続けよう現実もあります。また会計も簡易水道会計とか、上水道事業会計、法的とかそれぞれが努力している中で、例えば香川県でしたら、平場で結構面積も小さくて、水源が一緒というか、広域化する場合も取組が簡単にいくという感じもします。

1点要請は、高知県の場合、この水道の広域化というのは相当ハードルが高いと思います。国の要請を受けてこれから長いスパンでいきますので、各市町村の水道の直接の担当者の意見を丁寧によく聞いていただきたいと。これを要請しておきます。

◎小椋市町村振興課長 委員がおっしゃっていただいたとおり、市町村それぞれ事情が異なりますから、しっかりと意見を聞いて、調整を図りながら進めてまいりたいと思います。

◎塚地委員 この広域化を推進するときに、一方で広域化を推進した結果、民営化の方向に進むんじゃないかという懸念の声が随分とあったようにも思うんですけど、広域化の推進プランと民営化との関係性はどんなふうに考えておられるか。

◎小椋市町村振興課長 民営化につきましては、このプランとは全く別物だと考えております。こちらはあくまでも、今後の水道事業をやっていく上で少しでもコストが削減できるように、広域化を市町村間で図っていきましょうというものでございますので。民営化は全くこの中の話ではないことになっております。

◎塚地委員 そこはやっぱり懸念としてあって。ただ、高知県のような状況で民営化してペイできるかという、なかなかそういう状況ではないとも思うので、あくまでコストダウンがどうできるか、効率化がどうできるか、きちんと維持ができていけるかということが基本だと思いますので、そういう視点で検討いただいたらと思います。

◎小椋市町村振興課長 そういった意見もありますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

◎森田委員 人口減少なんかもある程度想定をして動かれようと思うけど、これから先、せっかく設備投資をするなり統合するなりいろいろやるので、本当に無益な投資にならないようにね。だけど、片やUターン、Iターン、あるいは移住政策で山へも人を上げようとしゅうけん、そこら辺どんなバランスで想定をされようやろねと思って。

◎小椋市町村振興課長 人口の想定、非常に重要でございますし、水の施設は住民に一番重要なものだと思います。なかなか簡単に統廃合という話にはならないとは考えているところです。一方で、やはり人口減少していく部分で、統廃合をしなければならないような箇所も出てくるかと思えます。その辺は慎重に考えながら、住民の御意見も聞きながら、さらに人口の動態もしっかりと見極めながら進めていきたいとは思っております。

◎森田委員 水がないところへ人は住んでくれんしね。せっかく移住政策が、空気、水の清澄なところを追いかけていこうとしゅうのに、最も基本的なインフラがいかんよということになるとね。そやから相当慎重に、シミュレーションもして。急がないかんようにも思うけど、無益な投資にならないかんやと。何も結論のない話でごめんなさいね。だけど心配するところですので、慎重にやってください。

◎徳重総務部長 森田委員の御指摘のとおり、なかなか各市町村で水道の施設を持っておく、維持しづらくなってきているというところが、問題点の出発点でございます。なので、それを近隣の市町村とか、少し場所を超えたところの市町村ともできるだけ広域化、共同化することによって、コストの削減を図れないかということもございまして、今、森田委員も御指摘いただいたように、特に中山間部で、世帯人口の少なくなってきたところの水道のインフラをどうしていくかとなると、従来型だけではなく、いろんな水道の供給方法もミックスしながら、できるだけ住民さんがいろんなところに住んでもらえる、その最

低限のインフラになるということは自覚しながら、どう維持していけるかを考えていきたいと思っております。

◎森田委員 部長がおっしゃったようにね。本当に新しい上水道事業のインフラの在り方、上水道供給システムなんかも、ますます老朽劣化していく、利用人口が減っていく、採算が取れなくなってくることを見越しての話やから。そしたら初期投資は要るにしても、寿命延命化できることによって投資効果が出てくるところもあるし。それも含めて慎重に、新しい水道の供給方法も視野へ入れてやらんと。今の設備投資の更改、更新みたいな話ばかりじゃないよと。全く新しい次元であり得る話やし。山に人が住めんようにならないように、最も基本的なインフラやからね。慎重かつ急いで、上質のクオリティーの高いものにしていかないかんなど。

前にも水道設備がないずつに、山に水のタンクをつくって、100軒ぐらいに配水をするような。それが出来る前は、おばあさんが山の上まで行って山の谷の落ち葉をのけに行くようなこともやりよって。だけど1億数千万円設備投資して、100軒ぐらいに、新しい、葉っぱをのけに行くにようばん水道のインフラが出来たことによって、非常に地域が喜んだという事例が、ごく新しい時代にあったと思うけどね。そんなことも含めて、物すごいコンパクトに、そこだけの新進気鋭の上水道インフラをつくるやり方だっているし、タンク排水みたいなやつでもいいし。設備投資をがつつと入れることじゃない、もっと身軽な転身の仕方なんかもいろいろあるんで。無益な投資にならんような形で、けど上質なインフラをつくってあげてほしいなという。

あったよね、前の知事のときにね。100軒ぐらいい、100人ぐらいいへ1億何千万円か入れてタンクをつくって。もう高齢者ばかりやから、網の蓋へ引っかかって水がよう通らんじやいうことがない程度のインフラでも大喜びですき。

これなんかも、多分ほとんど設備の老朽化したところへの上乗せ対応になると思うんで。抜本的なのか、あるいはコンパクトな今風なのか、いろいろ考えて、無益な投資にならんようなことを考えないかんなど。うんと大事なインフラですから、慎重に考えてってほしいなと思いますね。

◎大石委員長 非常に大きな前進といたしますか、まさに県のリーダーシップが不可欠という強い文言で書き込まれているということですけども。

その中で1点。共同発注というのは、確かにコストダウンという意味で意義のあることだろうと思いますけど、一方で、水道設備というのは、即応性とか、あるいは地元の事業者の皆さんとの連携が、それぞれの市町村で非常に大事だと思います。

ただ共同発注になると、基本的に大手の事業者しか参入できなくなるとかいう懸念もあるんじゃないかなと思いますけれども、これまで培ってきた市町村の、地元の事業者の皆さんとの連携の維持という観点ではどうお考えか、お伺いをしたいと思います。

◎小椋市町村振興課長 確かに地元の民業が圧迫されるというのは、あってはならないと考えておりますので、その部分も守りながら事業を進めていきたいと思っております。また地元の企業がいらっしゃることで、すぐに対応がとれるというのも一番のメリットだと思っております。民業圧迫にならないという部分も重要な視点ですので、しっかりと考えながら検討は進めていきたいと思っております。

◎大石委員長 ぜひ、そこは単なるコストダウンということにならないように、御検討いただけたらと思っております。

広域化ということで、あくまでもここに書き込まれてるのは広域連携ということですが、一方で県が旗を振って広域化をやっていくに当たって、恐らく将来的に避けて通れないのが、ある種経営の問題も含めてどこまで広域化するのかという議論になるんじゃないかなと思っております。その辺りは現状どうお考えでしょうか。

◎小椋市町村振興課長 現状としましては、なかなかそこまで議論は進んでいないところです。香川なんか、用水事業を県がやっている場合は、その素地があったというところが一番大きいところだと思います。高知県の場合は、どうしても中山間が多くて、施設の規模自体が全く合わない。全てを統一するとなると、恐らく中山間地域は料金などを上げなければならないといった問題も出てくるだろうと思っております。現状としてはそこまで議論は進んではいないですけれども、広域化を進めていく中で、今後、可能な部分からそういった議論もしていく必要が出てくるのではないかと感じているところです。

◎大石委員長 単純に国保なんかと比較するわけにはいかないと思っておりますけれども、今課長がおっしゃられたことは非常に大事で、中山間を守るために、経営も含めてどこかで受け止められる体制が必要なんだしたら、それはまた議論しないといけないと思っております。ぜひこういうところから始めて、県の将来の構想も含めて議論をしていけるようなプランに仕上げたいと、お願いをしておきたいと思っております。

それでは、以上で質疑を終わります。

以上で、市町村振興課を終わります。

〈デジタル政策課〉

◎大石委員長 次に、令和5年度高知県デジタル化推進計画のバージョンアップについて、デジタル政策課の説明を求めます。

◎本村デジタル政策課長 令和5年度のデジタル化推進計画のバージョンアップについて御報告をさせていただきます。御手元の総務委員会の資料の報告事項とある資料の赤いインデックスで、デジタル政策課とある1ページ目を御覧ください。

このデジタル化推進計画で目指す将来像であります、「デジタルの恩恵により、暮らしや働き方が一変する社会の実現」に向けまして、産業、生活、行政の3つのポイントでバージョンアップをする予定でございます。

ポイントの1つ目は、各産業分野におけるデジタル技術を活用した構造転換の推進でございます。具体的には、1次産業においては、この資料の①から③にございますように、I o Pクラウド、森林クラウド、N A B R A Sなどの運用が本格化をしているところでございます。このように、各産業分野において生産体制や経営力の強化に向けて、デジタル技術を活用した構造転換をより一層進めてまいります。

ポイントの2つ目ですけれども、中山間地域の課題解決に向けたデジタル実装のさらなる推進でございます。距離や移動時間など、本県が抱える物理的なハンデの克服、さらには暮らしや働き方が一変する社会の実現に向けまして、中山間地域におけるオンライン医療ですとか遠隔教育などの導入拡大を図ってまいります。

ポイントの3つ目は、県庁ワークスタイルの変革と市町村支援の強化でございます。金曜の御説明とも重複するところですが、県庁ワークスタイル変革プロジェクトの取組により、県職員の働き方改革を実現してまいります。また先ほど説明いたしました市町村業務改善事業等によりまして、市町村支援を強化してまいります。

以上の3つのポイントによりまして、デジタル化推進計画のバージョンアップを図りまして、来年度のデジタル化に取り組んでまいります。

次のページでございます。こちらでも御参考でございますけれども、産、生、行と3つのポイントに沿って、取組の概要を施策一覧として整理しているものでございます。説明は省略をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

◎野町副委員長 それでは質疑を行います。

◎塚地委員 この計画との関連性で言うとどうなるのかなと思うんですけど、例えば医療の問題ですと、今、マイナンバーカードを使った診療の手続きができるようなデジタル化も進める方向になっていて、その中で約1割ぐらいの医療機関が、それに対応できませんというような御意見が出て、このまま診療を続けるかどうかというような、悩みを持たれているというようなこともあります。

もう1つ教育の分野で、今、高知市でも家庭にW i - F i のルーターの貸出しをしてたんですけど、それをやめて、各家庭にネット環境を整備してほしいですという要請が出て。そうすると、新たな負担が各御家庭に要るようになってきて、その教育環境の格差の問題も出てくるなというような状態が、一方では出てきているんですけども。

デジタル化を推進する上で、そういう格差の問題についてどうやって改善していくか。私はマイナンバーカードについては、全然納得してないのであれなんですけど、デジタル化ということでの利便性を全体が共有するという上では、必要なインフラというもので格差が出てくるということはいかがなもんかなとは思っています。こういう計画を立てるときに、そういう部分はどう考えておられるかなということをお聞きしたいなと思って。

◎本村デジタル政策課長 まず教育あるいは医療の分野について、実際の関係者とのやり取りというのは、まずは一義的には健康政策部であるとか教育委員会などの指導のもとで、当課も連携をして進んでいく形だと考えております。その上で格差の点ですけれども、例えば、このデジタル化推進計画の2ページ目でも、一番下にデジタルインフラの整備というふうに立てつけておまして、委員が御指摘のように、このページに沿って申し上げれば、医療、教育も含め、生活、産業、行政それぞれに横断的に関わる重要な論点だということで、この全体像の中でもしっかりと位置づけて、デジタルインフラの整備を進めているところがございます。

国の様々な予算事業なども活用しながら、必要に応じた支援施策なども組合せて、重要な箇所においては通信インフラがしっかり行き届くようにということで、今後も、我々県としても汗をかきながら取り組んでまいりたいと考えております。

◎塚地委員 そのこの部分の格差をどうやって埋めていくかというのは、すごく私は大事なことだと思います。特に教育環境の問題で言うと、各御家庭への負担が大きくなるような形のものというのは問題だだと思いますので、ぜひ担当の部署とも検討もいただいて、先ほどおっしゃっていただいた、交付金とか助成金を使って進めていただけたらなと思っています。

◎森田委員 I o P含めて産業のほうは、受け取る人なんかは産業人やし飲み込み能力があるんで、さくさく新しゅうに入っていくゆうけどね。あるいはその行政側も、それを施すほう、あるいは市町村行政と連携やから、まあさくさく行くと思うけど。この真ん中の生活者、サービスを受ける人なんかいうのは、なかなかそうはいかんのよね。使いゆう人に、そこをきちんと説明して、汎用できるようなことを骨を折る部分が一番大事になってくると思うんで。

いわゆる地方に住む人、中山間の人、あるいは高齢者、こんな人がデジタル・デバイドで置いていかれんような形で、メリットをちゃんと説明して。もうテレビをつけたり消したり、ボリューム上げたりするぐらいのところまでいけば皆さんがさくさく使えるけど、なかなか難しい、ハードを理解せんとやっていけんみたいなのはいかんき。ほんで産業だとか行政は、どんどん進んで引っ張っていってもらいたいわけよ。少し遅れた人らも、その引っ張る人に連れて行かれてもいいし。行政なんかで半数能力のないところは、大きな自治体が引っ張ったり、手習いができるけど、この生活の部分はピンからキリまであるんで。けどこの人らなんかは、一番デジタル社会のなんたるやを分からんずついきゆうんで。一番大事な部分やと思うけど、飲み込みやすい、利用しやすい、メリットを享受しやすい、そんなところを骨折って浸透させていくと。この3つ並べたら、みんな先端型のI o Pもやりゆうし。そうか思うたら、生活の中までなかなか入ってきてないき。携帯電話がちよっと故障しただけでさっぱり分からんようになると。

生活者は非常に理解力が低いということを理解した上で、県民全体を底上げしていく、利用者、理解者を増やしていくことをしっかりやってほしいなと思うので、そこを要請しておきます。全部力はいれないかんけど、この真ん中の生活者の部分には特に配慮が要るかなと思いますので。よろしくをお願いしますね。

◎本村デジタル政策課長 まさにおっしゃるとおりでございまして、例えばスマートフォンの習熟度の度合いというのは、県の中でばらつきはあると思っております。

そうした中で、例えば当課では今年度から、そうしたデジタル・デバイドに対応するために、スマートフォンサポーター養成事業というものを行っております、各地域の中で、スマートフォンの教え方を教えるというような講座を開いています。本当に中山間になってきますと、単発の、スマホ講座を実施すれば済むというものではなくて、地域に根差した方々、例えば青年団とか、地域おこし協力隊の方々とか、そういった方にもスマホの使い方の教え方をお伝えして、そこから波及を図っていくとかいった形で草の根的に取り組んでいるところでございます。あとは国の事業などでも講座のような事業はありますので、そうしたものを県自身の事業と国の事業の両方を使いながら、しっかり地道に取り組んでまいりたいと考えております。

◎森田委員 特に中山間は、隣向いてすぐ習う人が、教えてくれる人がおらんようなところ。だけど実際には、航空券を予約して旅行も行きたい、あるいは孫のところへ、東京へ出て行きたいけど、デリバリー注文よりネットのほうが安いわけよね。そうすると、中山間とか、理解のない人は負担額が大きいと。それも含めて、いわゆる地域格差、生活周辺格差になるわけで。あるいは、ネットで申し込んでくださいねとかいう話やけど、そのネット環境さえないおじいちゃん、おばあちゃんらがいっぱいおる。その人なんか、ネットの利便さをすぐ隣において習える。航空券予約にしても、郡部における年寄りが損をする、理解をせん人が損をするということを、できるだけ格差を是正することを頭へ置いて、このデジタル社会を引っ張ってほしいなと思いますので。高知県特有の事情かも分からんけどね、都会とまた随分違うんで。

◎大石委員長 1点、これは分かるか分かりませんが、本村課長なら情報があるかもしれませんが。このデジタル化関連予算が34億円ということですけども、いわゆるボリュームの話で、高知県は今、この3大政策のうちの1つがデジタル化ということで、もちろんそれぞれ当初予算の割合は違うと思いますが、他の都道府県と比較して、このボリュームがよく引っ張ってこれたというか、金額的にも力入れてるという印象なのか、その辺りは感覚としてどうでしょうか。

◎本村デジタル政策課長 今、手元に、具体的な情報はございませんけれども、人口等との比率で見ると遜色はないものではないかと認識しておりますし、必ずしも予算施策だけが、全てではないと考えております。先ほどのデジタル・デバイド政策についても、

教え方を教えるというところで、いわば波及効果を狙っている政策でもございますので、必ずしも大金があればそれでよいということではなくて、効率性の観点でもしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

◎大石委員長 全国の事例にもお詳しいと思うんですけども、そういう中で、このデジタル化の中で挙げるとしたら、高知県ならではの特徴というのはどういう部分でしょうか。

◎本村デジタル政策課長 例えば行政分野で言えば、電子契約について今年度開始をしたところですけども、47都道府県の中で2番目という、早い段階での着手ができたものでございます。このように、新しい技術に早く取り組めるという、一種の県民性というのが1つ特徴かなと思っておりますし、またやはり1次産業に強いということで、これは総務部だけで済む話ではありませんけれども、1次産業と関わるI o Pクラウドのような技術というのが、高知県としては特徴的なのかなと認識をしております。

◎大石委員長 ぜひ力を振るって、高知県のデジタル化をお進めいただきたいというふうに思います。

それでは、質疑を終わります。

以上で、デジタル政策課を終わります。

以上で、総務部を終わります。

《会計管理局》

◎大石委員長 次に、会計管理局について行います。

まず、議案につきまして局長の総括説明を求めます。なお、局長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎池上会計管理者兼会計管理局長 今議会に提出をしております会計管理局所管の議案は、令和5年度高知県一般会計予算など予算関連議案10件です。

初めに、令和5年度当初予算について御説明いたします。御手元の資料2議案説明書、当初予算の594ページをお願いいたします。

まず、一般会計についてです。会計管理局予算総括表の令和5年度の欄を御覧ください。一番上の会計管理課の当初予算は3億6,379万3,000円で、対前年度比10.8%の増。その下の総務事務センターは4億2,655万円で、対前年度比7.9%の減となっています。会計管理局全体では7億9,034万3,000円、対前年度比0.2%の減となっています。引き続き適正な会計事務の執行と、効率的な総務事務の推進に取り組んでまいります。

次に、767ページをお願いします。特別会計の歳入予算総括表です。

会計管理局では表の一番上、収入証紙等管理から5番目の会計事務集中管理までの5つの特別会計を設けています。それぞれの特別会計につきましては、後ほど各課長から御説明しますが、会計管理課では県収入証紙の管理を、総務事務センターでは職員給与の支給の集中処理などを行っています。

令和5年度当初予算案の説明は以上です。

続きまして、令和4年度補正予算について御説明いたします。資料メンバー4、議案説明書、補正予算の303ページをお開きください。

一般会計で、総務事務センターの総務事務集中化システム運営保守等委託料の減等により1,933万8,000円を減額するものです。

続きまして、359ページをお開きください。総務事務センター所管の3つの特別会計で、それぞれ所要見込額の減により減額の補正をお願いするものです。まず、旅費集中管理特別会計につきまして1億3,653万4,000円を減額するものです。

続きまして、362ページをお願いします。用品等調達特別会計につきまして7,000万円を減額するものです。

最後に、365ページをお願いいたします。会計事務集中管理特別会計につきまして4億6,200万円を減額するものです。

令和4年度補正予算案の説明は以上です。

当初予算、補正予算の詳細につきましては、各課長から御説明いたします。

〈会計管理課〉

◎大石委員長 続きまして、所管課の説明を求めます。

まず、会計管理課の説明を求めます。

◎井澤次長兼会計管理課長 会計管理課の令和5年度の一般会計及び特別会計の当初予算案について、御説明いたします。御手元の資料ナンバー②議案説明書の595ページをお願いします。

まず、一般会計の令和5年度当初予算案の主な歳入につきまして、御説明いたします。表の中ほどの節の区分欄の上から3行目の(1)支払未済資金は、自動車税等の還付金を債権者に対して送金通知書により支払いを行ったものの中で、金融機関で受領されないまま1年を経過した未払いの資金について、歳入に受入れをするものでございます。

596ページをお願いします。次に、歳出予算のうち、主なものにつきまして右側の説明欄に沿って御説明いたします。

2の会計管理費のうち、金融機関調査委託料は、公金の保管、運用を安全に行うため、公金を預け入れる金融機関や証券会社の経営状況の調査を、専門機関に委託して行うものでございます。

次の、財務会計システム運用等委託料は、財務会計事務を効率的に行うため、財務会計システムの運用保守管理等を委託するものでございます。

次の、財務会計システム改修委託料は、地方自治法施行規則の一部改正により、歳出予算に係る節の区分が改正されまして、7節賃金が削除されたことに対応するため、財務会計システムの改修を委託するものでございます。

次の、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会負担金は、電子収納を行っていく上で必要となる各種情報の提供や、セミナー開催等を行う協議会への負担金でございます。

1つ飛ばしまして、事務費の主なものでございます。会計管理局の会計年度任用職員の報酬やコピー代などの庶務費のほか、指定金融機関等に対する公金収納事務の取扱手数料、それから県証紙の印刷費、また電子申請システムでのクレジットカード決済による収納を行った場合に、支払い代行業者へ支払う決済手数料などに要する経費でございます。

3の収入証紙等管理特別会計繰出金は、一般財源で手当てする必要があります証紙売りさばき手数料について、必要な繰り出しを行うものでございます。

これらの計としまして、次のページにありますとおり3億6,379万3,000円となりまして、前年度と比べまして、3,546万円余りの増となっております。

この主な要因としましては、人件費の増や、先ほど御説明いたしました財務会計システムの7節賃金の削除に対応するための改修などによるものでございます。

次に、598ページをお願いします。翌年度以降の債務負担行為に係る支出予定額といたしまして、財務会計システム基本設計委託料を計上しております。

詳細につきましては、別とじの議案補足説明資料で御説明をいたします。青のインデックス、会計管理局という資料の表紙をめくっていただきまして、赤のインデックス、会計管理課の資料を御覧願います。

県民サービスの向上・会計事務の効率化に向けた財務会計システムの再構築という資料になります。まず、上段、左側の現状を御覧ください。県では、高知県デジタル化推進計画において今後の目指す姿として、県民サービスの向上と行政事務の抜本的な効率化を掲げ、行政・生活・産業の各分野においてデジタル化の取組を推進していくこととしております。

このうち、行政分野においては、行政手続の申請をインターネットで行うことができる電子申請システムや電子契約システムの導入のほか、業務の効率化・省力化に向けて、財政課が所管します予算編成システムの再構築にも着手してきました。

一方で、財務会計システムにつきましては、平成4年度に稼働してから30年以上が経過し、業務の効率化や他システムとの連携をはじめ、デジタル化の対応が十分できていないといった現状がございます。

このため資料右上に記載しておりますとおり、ペーパーレス化やキャッシュレス化への対応、人為的ミスによる不適切な事務処理の防止、会計事務の効率化、そしてシステムの老朽化による保守経費や改修経費の高止まりといったことが課題となっております。

こうしたことから、このたび財務会計システムを再構築しまして、県民サービスの向上と会計事務の効率化を進めていくことといたしました。システム再構築の概要としましては、資料中段に再構築の方向性と主な取組内容として記載しております。

再構築の方向性は、大きく分けて4つございます。1つ目が、ペーパーレス化です。原則、全ての帳票を電子化することで、電子決裁及び電子審査を行います。

2つ目が、キャッシュレス化です。納入通知書での収納や窓口での収納を電子、つまりキャッシュレスで納付していただけるようにいたします。

3つ目が、人為的ミス防止機能の拡充です。財務会計システムに自動入力機能やエラー防止機能を追加したり、電子申請システムなど他の個別システムを連携させ、例えば補助金等の申請情報を自動的に取り込むようにするなど、人為的ミスを防止させる機能を持たせます。

そして4つ目が、職員の事務作業の効率化・簡素化です。支出調書や検査調書など、これまで職員がパソコン等で作成していた会計書類を自動作成することや、これまで公共工事で行っていました電子入札を非公共でも実施することにより、職員の事務作業の効率化・簡素化を進めてまいります。

これらの取組による効果としまして、その右側の破線囲みの中に記載しておりますとおり、ペーパーレス化により庁内での会計書類の受渡しコストや、用紙代、郵送代などのコストが削減となり、また、在宅勤務など柔軟な勤務体系への対応が可能となります。

キャッシュレス化では、納付方法の拡大や手続のスピードアップなど、県民の皆様の利便性が向上しますほか、収納情報のデータ化や他のシステムとの連携などが図られ、公金収納事務の効率化が進むものと考えています。

また、人為的ミス防止機能の拡充や、職員の事務作業の効率化・簡素化によりまして、必要な会計書類の作成漏れなど、不適切な事務処理が減少することとなります。また、会計書類を自動作成することで、事務作業に要する時間が縮減されるということになります。そしてシステム再構築によりまして、保守経費等のコストの削減も見込まれるところでございます。

これまで御説明してきました内容をよりイメージしていただくために、次のページに資料を添付しておりますので御覧願います。財務会計新システムのイメージ図という資料です。

左側は、主に県民サービスの向上につながるものでございます。①の県への納付金のキャッシュレス化では、既に導入しております電子申請システムを利用した電子収納の拡充のほか、納入通知書によるコンビニ払いやスマホ決済での納付、窓口での電子マネーによる決済など、キャッシュレスによる納付方法を広げ、利便性を高めていきます。

なお県に納付する、例えば各種登録申請手数料や証明事務手数料などの申請書には、これまでは収入証紙というものを貼付して納めていただいております。今後、キャッシュレス化を進めていく中では、この収入証紙による納付の在り方を検討していくことが必要となってまいります。導入済みの電子納付の利用拡大を図るとともに、証紙の販売を行って

おります、売りさばき人や、収入証紙を利用する機会の多い方々にも順次御意見もお伺いしながら、検討を進めていきたいと考えております。

一方、右側は主に会計事務の効率化につながるものでございます。①のシステム間連携の強化・改善や、②のペーパーレス化が進みますほか、④のように、会計事務の流れ、進捗状況がシステムで確認できるようになり、事務処理の遅延や漏れが防げるようになります。

こうしたことを含め、現在、財務会計システムを再構築するための基本構想を、会計管理課で策定しておりまして、次のページ以降に参考として現時点での構想案を添付させていただいております。説明については、省略をさせていただきます。

それでは、元の1ページの資料に戻っていただくようお願いします。資料の下段になります。左側、令和5年度の取組でございます。これらシステムの再構築を実現するため、要件定義の策定や開発等の業務を調達するための仕様書の作成、これらを含めました財務会計システム基本設計委託料3,778万5,000円を、令和5年度の債務負担行為として計上しております。

契約方法としましては、優れた提案をいただくためプロポーザル方式を採用し、契約期間は令和5年7月から1年間を予定しております。

その右側には、システム稼働までの今後のスケジュール案を記載しております。基本設計を令和6年6月に作成後、令和6年11月から令和8年10月にかけて開発を行い、同年11月から新たな財務会計システムを稼働させたいと考えております。

それでは資料ナンバー2、議案説明書に戻っていただきまして、772ページをお願いします。まず収入証紙等管理、特別会計の歳入予算でございます。

表の中ほどの節の欄の上から3行目の(1)一般会計繰入金は、先ほど御説明しました一般会計からの繰出金を受け入れるものでございます。

その下の(2)証紙売りさばき収入は、証紙売りさばき人が県に支払う証紙代金でございます。

次に、773ページをお願いします。歳出になります。

右端の説明欄の1償還金は、証紙を購入された方が使用する見込みがなくなった場合などに、証紙と引換えに証紙購入代金を還付するものでございます。

次の、2一般会計繰出金は、各所属での使用料、手数料として納入された証紙によります収入調定に対しまして、この特別会計から払出しをするものでございます。

これらの計としましては、前年度から1,599万円の減となっておりますが、その要因としましては、県全体の証紙による収入調定額が減少傾向にあることから、予算額につきましても減額となったものでございます。

当初予算の説明は、以上でございます。

なお、令和4年度補正予算につきましては該当がございません。

会計管理課の説明は、以上でございます。

◎大石委員長 それでは質疑を行います。

◎塚地委員 先ほど御説明いただいた、財務会計システムの再構築のところ、目指すべき方向性を述べられたんだと思うんですけど、例えばキャッシュレス化の対応をしたときに、現状でキャッシュレス化に対応できているような方々がどれぐらいあって、そこからはじかれるような人たちが出ないのかというところの問題点を、どんなふうに検討されたかなということをお願いします。

◎井澤次長兼会計管理課長 すぐにキャッシュレス化となっても、なかなかそれに対応できない方もいらっしゃるということは承知しておりまして、そういう方への対応としてどういう方法がとれるのかも、あわせて検討するようにしております。例えば、パソコンとかスマホを使って納めることができない方、現場に来られて納めたいというような方にも、例えば電子レジというような形で、そこで現金なり電子マネーで納める。そういうことで収納ができるようなこともあわせて検討していくことにしております。

◎塚地委員 現金の文化みたいなものもまだ相当残っている業者もおいでだと思いますので、そこは今おっしゃったような柔軟な対応も、ぜひ進めておいてもらいたいと思いますので、お願いします。

◎大石委員長 要請で。

◎塚地委員 はい。

◎大石委員長 それでは質疑を終わります。

以上で、会計管理課を終わります。

〈総務事務センター〉

◎大石委員長 それでは、総務事務センターの説明を求めます。

◎山岡総務事務センター課長 初めに、一般会計及び特別会計の令和5年度当初予算案につきまして、御説明をさせていただきます。御手元の当初予算及び補正予算のドッチファイル、資料ナンバー2、議案説明書当初予算の599ページをお開きください。

一般会計の令和5年度当初予算の歳入予算案について、主な内容を御説明させていただきます。上から3行目の1総務費負担金の総務事務センター費負担金は、当課が所管しております総務事務集中化システムの運用保守と、旅費事務センターの運営費の委託に要する経費のうち、公営企業局にかかる金額を負担金として受入れをするものでございます。

次のページ、600ページをお願いいたします。総務事務センター費の歳出予算案につきまして、右側の説明欄に沿って主な内容を御説明させていただきます。

2の総務事務センター費、1つ目の物品管理システム運用保守等委託料は、本庁における物品等の調達や、本庁と出先機関の備品の管理などを行っております物品管理システム

の運用保守や、地方自治法施行規則の改正によります、歳出節7節賃金の削除、8節以降の繰上げ、備品などのデータを一括して取り組む機能を追加するなどの改修に要する費用でございます。

なお、歳出節番号の削除繰上げにつきましては、この後御説明をいたします総務事務集中化システム運用保守等委託料、新旅費システム改修委託料におきましても、同様に実施するものでございます。

2つ目の総務事務集中化システム運用保守等委託料は、会計年度任用職員の任用や離職の手続を初め、諸手当の認定や年末調整の実施、光熱水費などの共通経費の支払いを集中して処理しております総務事務集中化システムの運用保守や、新設されます高齢者部分休業制度への対応などの改修に係る経費でございます。

次の、旅費事務センター運営委託料は、職員等の出張におきまして、旅程の作成からチケットの依頼、支払いまでの事務処理を行っております、旅費事務センターの運営に要する経費を計上しております。

次の、新旅費システム運用保守委託料は、現在運用しております第2期新旅費システムの運用保守に要する経費でございます。

その下の、新旅費システム改修委託料は、歳出節の削除、繰上げを行うものでございます。

次の、総務事務委託料は、総務事務センターが集中処理を行っております総務事務の一部を、平成29年10月から外部に委託しております、現在の委託期間に引き続き、令和5年10月から令和8年9月までの3年間の総務事務を委託しようとするものでございます。

次に、一番下の事務費でございます。主なものとしましては、会計年度任用職員の報酬や公用車の任意保険料、災害対応に従事する職員用の食料、飲料水などの備蓄に要する経費でございます。

次のページをお願いいたします。総務事務センター費の合計額は4億2,655万円で、前年度から3,681万9,000円の減額となっております。その主な要因は、昨年10月から開始されました、会計年度任用職員の共済短期給付適用に対応するための総務事務集中化システムの改修が終了したことによる、約3,300万円の減額や、人件費の約560万円の減額、備蓄物資購入経費の約300万円の増額などによるものでございます。

602ページをお願いいたします。先ほど御説明いたしました、総務事務委託料の翌年度以降の債務負担行為に係る支出予定額を計上しております。

続きまして、特別会計の歳出予算案について御説明をさせていただきます。同じ資料の74ページをお開きください。

総務事務センターは、4つの特別会計を所管しております。まず、給与等集中管理特別会計でございます。知事部局等の職員、県立学校、小中学校の教員、警察官の給与等を支

給するための特別会計でございまして、各課が一般会計に計上した人件費予算を積み上げております。この後御説明いたします、3つの特別会計も同様でございまして、基本的に各課からの公金振替による諸収入を財源としております。予算額は938億5,300万円で、前年度から9億5,500万円の減額でございまして、主な要因は職員数の減によるものでございます。

次に、777ページをお開きください。旅費集中管理特別会計でございまして。この会計は、職員等の旅費を集中的に支払うための特別会計でございまして。予算額は13億8,074万6,000円で、前年度とほぼ同額となっております。

次に、780ページをお願いいたします。用品等調達特別会計でございまして。本庁各課、委員会等の事務局、公安委員会に必要な物品等の調達や、納付書や賞状など調達に時間がかかる定例様式の在庫用品の管理を、集中的に行うための経費を計上しております。予算額は14億126万1,000円、前年度から2億2,181万4,000円の増額となっておりますが、ほぼ例年並みの予算となっております。

次に、783ページをお願いいたします。会計事務集中管理特別会計でございまして。会計年度任用職員の報酬手当や、公共料金、コピー料金など、共通経費の支払いを集中的に処理するための経費でございまして。予算額は75億814万4,000円。前年度から7億6,586万8,000円の増額となっており、主な要因は光熱水費の増額、7億4,645万5,000円でございまして。

当初予算の説明は以上でございまして。

続きまして、2月補正案につきまして御説明をさせていただきます。資料ナンバー4、議案説明書、補正予算の304ページをお願いいたします。

一般会計でございまして。右側の説明欄を御覧ください。総務事務集中化システム運用保守等委託料につきましては、会計年度任用職員の共済短期給付適用に対応するための改修について、減額を行うものでございまして。これは、適用対象者の範囲などの制度の詳細が明らかとなったことを受けまして、業務仕様書の見直しを行ったことによる減額でございまして。

次の事務費につきましては、備蓄物資の購入や公用車の任意保険契約の入札残について減額を行うものでございまして。

次に、359ページをお開きください。旅費集中管理特別会計でございまして。新型コロナウイルス感染症対策の影響等によりまして、各所属での旅行業務が減ったことに伴う旅費の執行残につきまして、減額を行うものでございまして。

次に、362ページをお願いいたします。用品等調達特別会計でございまして。備品購入などの執行状況にあわせて減額等を行うものでございまして。

最後に、365ページをお開きください。会計事務集中管理特別会計でございまして。各所属の会計年度任用職員の任用状況や、光熱水費などの共通経費の執行状況にあわせてまして、

不用額の減額を行うものでございます。

総務事務センターの説明は以上でございます。

◎大石委員長 それでは質疑を行います。

◎野町副委員長 先ほど御説明があった361ページの補正で、旅費の関係で1億3,600万円ぐらいマイナスという話だったと思います。総務事務センターに聞く話じゃないのかもしれませんが、コロナも含めて、ここ数年職員の旅費が少なくなったんだろうと思うんですが、テレワークとかりモートでの会議とか、東京とここを結んだりといろいろできてきて、トータルとして旅費が落ちてきて、今度コロナが、マスクも今日取れて、旅費が復活をしていく方向に行くのか。あるいはデジタル化が進んだので、旅行はあまりしないような方向ということか。事務センターの方々も含めて、ほかの部局からの情報として、どうなっていくのかなかを教えていただけますでしょうか。

◎山岡総務事務センター課長 旅行命令件数につきましては、コロナ前、平成30年が16万2,000件ありました。令和元年度が15万4,000件余り、コロナの患者が発生しました令和2年度になりますと、10万5,000件余り。令和3年度が若干回復をいたしまして、11万2,000件余り。令和4年度2月末現在の数字が、11万6,000件ということで、命令件数自体は、徐々に件数は回復をしてきておる状態にはございます。コロナ前までの数字までには、戻らないのではないかと予測はしておるところでございますが、件数的に見ますと、徐々に回復はしてきておると、そういう状況にございます。

◎野町副委員長 管理をするところですから、全体の旅費がどうという話ではないんですけど。デジタル化がせっかく進んで、デジタルの世界で結ばれるような会議で、出張が必要なくなることと、商談を含めて、やっぱり人と人が会ったほうがいいというところもあるんだろうと思うんで、その辺が県庁全体としてどうなのかを一番分かっているところかなと思って、聞かせていただきました。

◎大石委員長 それでは、質疑を終わります。

総務事務センターを終わります。

以上で、会計管理局を終わります。

ここで休憩します。再開は2時30分といたします。

(休憩 14時12分～14時28分)

◎大石委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

《教育委員会》

◎大石委員長 次に、教育委員会を行います。

それでは、議案について教育長の総括説明を求めます。なお、教育長に対する質疑は、

各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎長岡教育長 議案の説明に先立ちまして、2点御報告がございます。

まずは教職員の不祥事について、3件御説明をいたします。

1件目は、強制わいせつ行為等により懲役2年の実刑判決が確定しました、県立高岡高等学校事務職員に対し、12月28日付で免職の懲戒処分を行いました。

2件目は、障害行為により罰金30万円の略式命令を受けました、県立高知丸の内高等学校会計年度任用職員に対し、12月28日付で報酬の月額10分の2を減給する懲戒処分を行いました。なお、当該職員から退職願が提出されたため、これを受理し、同職員は同日付で退職をしております。

3件目は、詐欺の容疑で起訴されました、県立高知東高等学校教諭について、12月28日付で起訴休職処分を行いました。本事案につきましては現在公判中であり、事案の詳細は明らかになっておりませんが、事実認定を行った上で厳正に対処してまいります。

教職員の度重なる不祥事により、県民の皆様の信頼を大きく裏切ることになりましたことを深くおわび申し上げます。

もう1点の御報告は、公立学校職員の退職手当に係る算定の誤りでございます。令和2年度以降に退職しました、臨時的任用教職員等の一部の方の退職手当の算定の誤りがあり、支給すべき額よりも少ない額を支給していた事実がございました。御本人をはじめ、関係者の皆様に多大なる御迷惑、御心配をおかけしましたことをおわび申し上げます。誠に申し訳ございません。

県教育委員会としましては、教職員による不祥事の根絶に向けて、全ての教職員が公務員としての職責を改めて自覚し、勤務時間内外を問わず、高い倫理感を確立するよう取り組むとともに、教職員が互いに認め合い高め合うチームづくりに努め、子どもたちのために一丸となって職務に精励することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

また、事務局内の事務処理につきましては、チェック体制を一層強化し、このような事態が生じないように再発防止に努めてまいります。なお、これらの事案の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

教育委員会所管の議案は、令和5年度高知県一般会計予算など予算議案が4件と、条例その他議案が3件でございます。

まず、令和5年度当初予算について御説明をさせていただきます。御手元にお配りをしております、青いインデックスで、表紙に総務委員会資料、議案説明資料と記載しております資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

当初予算の総括表でございます。一般会計予算につきましては、総額822億5,494万1,000円で、令和4年度当初予算と比較しますと19億3,600万円余りの減、対前年比97.7%とな

っております。このうち、教職員の給与や退職手当などの人件費は608億3,061万円余りで、前年度比59億6,144万円の減。人件費を除いた、いわゆる政策的な予算額としましては、214億2,432万円余りで、前年度比40億2,521万円余りの増額となっております。

また、高等学校等奨学金特別会計予算は、2億3,000万円余りを計上しております。

人件費を除く予算の主な増減項目につきましては、下の表を御覧いただきたいと思っております。まず、増額の主な予算につきましては、1番目にごございます県立安芸中・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校との統合や、清水高等学校の高台移転などに伴う施設整備に係る費用などでございます。

3ページをお開きいただきたいと思っております。第2期教育大綱等の施策体系に沿って、令和5年度予算のポイントをまとめたものでございます。この資料に沿って、主な内容を御説明させていただきます。

まず、1チーム学校の推進についてでございます。来年度は、小中学校において授業改善、学校の組織力強化及びA I デジタルドリルの効果的な活用方策の研究に取り組んでまいります。具体的には、指導主事等の学校支援訪問や、教科ごとの研究協議会による授業改善、A I デジタルドリルを活用した基礎学力の定着に向けた取組などを進めながら、継続的な学力向上検証サイクルの確立を目指してまいります。

高等学校につきましては、新たな学びとしまして、新しい学習指導要領において求められている、指導と評価の一体化の研究の成果を、学校支援チームやアドバイザーを通じて普及し、授業・指導の改善を図ってまいります。

次の、学校部活動の地域連携等の推進につきましては、部活動の地域連携や地域移行の在り方などについて議論を深めていくとともに、部活動指導者の外部人材の活用を充実してまいります。

環境教育の推進及び太陽光発電設備の設置につきましては、県立高等学校にモデル校を指定し、SDGs やカーボンニュートラルをテーマとした課題解決学習を実施しますほか、来年度は岡豊高等学校と現在新校舎の整備を進めております清水高等学校に太陽光発電設備を設置いたします。

次に、2 厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実についてでございます。まず、スクールソーシャルワーカー等の活用の推進につきましては、スクールソーシャルワーカーと市町村児童福祉担当部署との相互連携による支援体制の強化など、専門人材の効果的な活用を推進してまいります。

あわせてその右、不登校特例校などの多様な教育機会の確保策の検討につきましては、国が示しております不登校特例校の設置やフリースクールとの連携など、多様な教育機会の確保といった新たな観点からの対策を検討してまいります。

最後の、小中学校の特別支援学級における教育の質の向上に向けた取組の強化につつま

しては、外部の専門家等によるサポートを実施してまいりますほか、特に学級数が増加している自閉症・情緒障害特別支援学級について公開授業研究会を開催するなど、自閉症・情緒障害特別支援学級の授業づくり支援を行ってまいります。

次に、3 デジタル社会に向けた教育の推進についてでございます。まず、遠隔授業の実施校や科目の充実につきましては、遠隔授業実施校を16校に拡充するとともに、配信科目に「情報Ⅰ」を追加するなど、遠隔教育のさらなる充実を図ってまいります。

次の、遠隔教育システムの活用による中学校の免許外指導に対する支援につきましては、支援教科に「家庭」を加えるとともに、新たな支援地域の設定、学校間での遠隔オンラインによる免許外支援等に取り組んでまいります。

次に、4 の地域との連携・協働についてです。まず、一番上になりますが、現在取り組んでおります新安芸中学校・高等学校や、清水高等学校の新校舎整備等を着実に進めてまいります。

その下の高等学校と市町村、産業界が連携・協働して行う学校の魅力化に向けた取組の充実につきましては、中山間地域等の高等学校において地域と連携したコンソーシアムを構築することで、学校と地域が一体となって高等学校の魅力化や人材育成に向けた取組を推進してまいります。

次に、5 就学前教育の充実についてです。保幼小の円滑な接続に向けた「接続期カリキュラム」の普及につきましては、今年度モデル地域において作成を進めてまいりました、就学前から小学校への接続期のカリキュラムの実施・検証を行うとともに、その成果の県内全域への普及を図ってまいります。

また、幼児期の教育に関する周知・啓発の取組の強化としまして、日本の幼児教育を牽引する専門家、大学の先生による講演会の開催などにより、幼児教育の理解促進を図ってまいりますほか、親育ち支援の充実としまして、子育てに対する自覚や意欲を高められるよう、アドバイザーによる助言などを通して保護者や保育者への支援を行います。

次に、6 生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保についてでございます。まず、県立学校体育館の空調設備の整備につきましては、授業や部活動の熱中症対策に加え、災害時には避難場にもなる県立学校の体育館の環境整備のため、空調設備の設置を進めてまいります。

また、閲覧型電子書籍サービスの導入につきましては、オーテピア高知図書館におきまして閲覧型の電子書籍サービスを新たに導入し、県内のどこからでも気軽に情報収集ができる環境を整えてまいります。

次に、この資料の右側の下段を御覧ください。6つの基本方針に横断的に関わる取組についてでございます。

まず1つ目の、不登校への総合的な対応につきましては、先ほど御説明いたしましたス

クールソーシャルワーカー等々、市町村児童福祉担当部署の連携を強化してまいりますほか、校内適応指導教室につきましても設置校を拡充してまいります。

次に横断的な取組の2つ目、学校における働き方改革の推進につきましては、教員業務支援員や運動部活動指導員などの外部人材の活用を拡充するとともに、自動採点システムや校務支援システムの活用を引き続き進めていくなど、ICTを活用した働き方改革に取り組んでまいります。

以上が、令和5年度当初予算案の概要でございます。

4ページから17ページは、来年度の取組の詳細となっております。

その資料の18ページを御覧いただきたいと思っております。18ページでございます。教育委員会事務局における主な組織改正・定数補正の概要について、御説明をさせていただきます。

まずポイント1としましては、部活動改革の推進に向けて、学校部活動の地域連携や地域移行の在り方などを検討するため、保健体育課に部活動改革担当チーフ1名と担当1名を配置します。

またポイント2のとおり、高等学校の振興等に係る次期計画の策定準備としまして、市町村や関係機関との意見交換などを実施し、まずは県内の高等学校を取り巻く現状等の把握や情報収集・分析を行った上で、それらを踏まえて次期計画の策定に向けた検討を行うため、高等学校振興課に計画調整担当チーフ1名と担当2名を配置いたします。

ポイント3、4は、いずれも教育センターに関するもので、教育事務職員研修の充実・強化としまして、教育センターに専門企画員を新たに1名配置するとともに、免許外指導担当教員への支援の充実のため、担当1名と、会計年度任用職員となりますが免許外教科専門支援員を1名増員いたします。

なお、今回の組織改正・定数補正により、教育委員会の所属数は令和4年度と同数の11課、出先機関は8所属のままとなります。また、職員数につきましては、高等学校総合体育大会の終了等により、6人減の424名程度となる見込みでございます。

続きまして、補正予算について御説明をさせていただきます。19ページを御覧ください。令和4年度2月補正予算の総括表でございます。

一般会計補正予算につきましては、執行見込みを踏まえた減額補正のほか、国の経済対策の補正予算を活用して、学校のICT活用に係る問合せに対応するヘルプデスクの設置や、幼稚園、県立学校等の感染症対策に係る経費などを計上したもので、総額で2億9,000万円余りの減額となっております。

また、高等学校等奨学金特別会計補正予算につきましては、奨学金の貸与者数が見込みを下回りましたことから5,800万円余りの減額となっております。

それぞれの予算議案につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

続きまして、条例その他議案につきましては、資料ナンバー⑤令和5年2月高知県議会

定例会議案（条例その他）の表紙の次のページに、議案目録がございますので御覧いただきたいと思ひます。

目録の2ページ目でございます。上から3つ目、第61号議案、高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案、及び中ほどにございます第70号議案、清水高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案、その次の第71号議案、清水高等学校体育館・多目的教室棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案の3件でございます。各議案につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

次に、報告事項につきましては、冒頭に報告いたしました、教職員の不祥事及び公立学校職員の退職手当の算定誤りのほかに、第2期教育等の振興に関する施策の大綱及び第3期高知県教育振興基本計画の第3次改定案について、そして新安芸中学校・高等学校の校歌について、さらに、令和4年度全国高等学校総合体育大会開催実績報告について、そして、部活動の地域連携・地域移行に係る検討状況についての4件がございます。それぞれの報告事項の内容につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

最後に、教育委員会が所管いたします主な審議会等の12月議会以降の開催状況を説明させていただきます。審議会等と赤いインデックスがつきました資料を御覧いただきたいと思ひます。

高知県児童福祉審議会保育部会、高知県産業教育審議会を2月に、そして高知県社会教育委員会を12月に、高知県立図書館協議会を2月に、高知県いじめ問題対策連絡協議会を1月に、それぞれ開催をいたしました。

私からの総括説明は以上でございます。どうぞよろしく御願ひいたします。

〈教育政策課〉

◎大石委員長 それでは続きまして、所管課の説明を求めます。

初めに、教育政策課の説明を求めます。

◎鈴木教育政策課長 当課の令和5年度当初予算案及び令和4年度補正予算について、御説明をさせていただきます。資料は②番と④番を使用させていただきます。

当課はご案内のとおり、教育委員会の事務局の総括部署といたしまして、事務局全体の組織でございますとか、また事務改善、職員の給与等に関することを所掌いたしますほか、特定の課のみの所掌に属さない、教職員の研修に関すること、また学校におけるICT環境の基盤的なシステム面での整備等を、主として担当してございます。また出先機関として教育センターを置いてございます。本日は当課に関するものと教育センターに関するもの、それぞれについて御説明をさせていただければと思ひます。

まず令和5年度当初予算について、御説明をいたします。資料ナンバー②、議案説明書（当初予算）の605ページを御覧ください。まず歳入について御説明をさせていただきます。資料の中ほど、節の区分に沿って主な内容を御説明いたします。

まず、上から3行目(1)教育政策費負担金となっておりますのは、こちらは学校の校務支援システムといいます、成績処理や出欠管理などの事務処理の効率化を図り、また業務負担の軽減を図るシステムに係る運用経費などにつきまして、市町村からいただいている負担金の額が計上されてございます。

また、次の606ページを御覧いただければと思います。一番上の(5)教育政策費寄附金となっておりますのは、県民の教育への関心を高めるために教育現場の取組状況などの広報を行う事業に充当いたします、クラウドファンディングによる寄附金を計上してございます。

次に、607ページを御覧いただければと思います。次は、歳出についての御説明でございます。歳出につきましては、右側の説明欄に沿いまして主な内容を御説明をさせていただきます。

まず、1番の特別職給与費となっておりますのは、教育長の給与費。

次の、2番の人件費となっておりますのは、教育委員会事務局の一般職の職員の給与費となっております。

また3番、教育振興費につきましては、次の608ページを御覧いただければと思います。一番上の教育委員会委員報酬につきましては、教育委員5名の報酬となっております。

1つ飛ばしまして、訴訟事務委託料となっておりますのは、訴訟に備えまして弁護士に支払う着手金についてあらかじめ計上しているものでございます。

そのすぐ下、広報委託料につきましては、先ほど歳入でも御説明をいたしましたクラウドファンディングなども活用いたしまして、教育に関する取組を広く周知するための広報に係る経費となっております。来年度は、新たにSNSなどを活用いたしまして、教育に係る広報活動をより一層充実させていければと考えてございます。

次に、3つ下の、地域教育振興支援事業費補助金につきましては、こちらは、現行の教育大綱及び高知県教育振興基本計画の基本方針を踏まえまして、各市町村が自主的・主体的に推進する取組を、教育版地域アクションプランとして位置づけまして、支援を行う事業となっております。来年度も、全市町村に対して支援を行う予定としてございます。

次に4番、教職員費の1つ目、職員研修負担金でございます。本県の教育振興に向けた取組の核となる教員の育成を図るために、高知大学教職大学院及び鳴門教育大学大学院に派遣をいたします教員の入学金及び授業料について、その半額を負担するものとなっております。来年度は、高知大学教職大学院に10名、鳴門教育大学大学院に2名の教員を、新たに配置する予定となっております。

その次、5番、情報教育推進費でございます。多岐にわたる委託を行っておりますので、委託内容ごとに主要なものについてのみ、御説明をさせていただければと思います。

まず、608ページの下から2つ目の、県立学校校務支援システム更新等委託料と、次の6

09ページの上から3つ目でございます、市町村立学校校務支援システム運用保守等委託料、いずれも校務支援システムに関する委託料でございますけれども、こちらは全ての県立学校と市町村立学校に導入をしております、校務支援システムの運用保守に係る経費となっております。このうち市町村立学校分につきましては、市町村からの要望を受け今般実施をいたします文書収受機能の改修に係る費用についても合わせて計上してございます。

次の609ページの、情報教育推進費の中ほどでございます、県立学校LANシステム再構築等委託料につきましては、更新期を迎えております県立学校LANシステムについて、セキュリティ強化の上で再構築を行うものでございまして、先般、昨年12月議会でお認めをいただきました、債務負担行為の現年化分となっております。

そのすぐ下の、校務支援ネットワークシステム構築等委託料につきましては、平成24年度から教育ネットワークというネットワークシステムを稼働してございますけれども、こちらをいわゆるGIGAスクール構想の環境にあわせて更新するために必要な経費となっております。

こちらの教育ネットワークにつきましては、県内全ての公立学校などが、校務支援システムに代表されます県内統一のシステムを利用するネットワークの基盤となっております。かつ、公立学校がインターネットにアクセスするための基盤ともなりましたが、今般のGIGAスクール構想の中で、市町村立学校が直接インターネットに接続する方式となりましたことから、全ての市町村での準備が完了することから、インターネットサービスのアクセスのサービスを終了することといたしまして、この教育ネットワークという名称を校務支援ネットワークと改めまして、そのほかのサービスを継続できるようにシステムを更新する委託料となっております。

ただいま御説明いたしました委託業務以外の、各業務の委託料につきましては、こちらはこれまでに整備をしてございます、各種ネットワークやシステムを円滑に運用するための、複数年度にわたる保守管理などに必要な令和5年度分の経費となっております。

続きまして6番、教育センター費でございます。1番、教育センター管理運営費につきましては、センター職員の人件費や清掃などの経費が計上されてございます。

次に、610ページを御覧いただければと思います。まず中ほどでございます、2番の教員基本研修費につきましては、こちらは初任者研修や中堅教諭等資質向上研修、あるいは2年次、3年次、7年次の教員が受けます教職経験者等研修、また校長・教頭等を対象といたしました、管理職研修などに係る経費となっております。

次の、すぐ下の3番の、教員専門研修費につきましては、こちらは特別な支援を要する児童生徒への指導力の向上を図る職務研修でございますとか、また教科の専門性と実践的な授業力の向上を図る教科等研修、その他、人権教育あるいは保育に係る専門研修、講座などの実施に係る経費となっております。

次の4番、教育研究指導費の中の2つ目の、遠隔教育システム構築等委託料につきましては、こちらは高校の遠隔授業の拡充でございますとか、中学校の免許外の指導担当教員に対する遠隔による支援を行うための、遠隔教育システムの運用保守に係る経費となっております。

また飛びまして5番の、教科研究センター費につきましては、教員の自主的な授業研究や教科研究活動を支援するために、県内4か所に配置をしてございます教科研究センターにおきまして、利用者への助言を行う指導アドバイザーの配置などに要する経費となっております。

次に611ページを御覧ください。以上が、教育政策課の令和5年度当初予算でございます。合計24億7,971万5,000円と、前年度に比べ6,679万3,000円、2.8%の増額となっております。

続きまして、612ページを御覧ください。債務負担行為でございます。こちらに記載してございますのは、先ほど御説明をいたしました情報教育推進費のうち、複数年度にわたって行う必要がございます、校務支援ネットワークシステム構築等委託料につきまして、債務負担行為のお願いをするものとなっております。

まず令和5年度の当初予算の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、補正予算についての御説明をさせていただきます。令和4年度、補正予算につきましては、資料のナンバー④番の資料、議案説明書（補正予算）となっております資料の、307ページを御覧いただければと思います。

まず歳出について御説明をいたします。右端の説明欄の上から5行目に、3番の情報教育推進費となっている項目がございますけれども、こちらの情報教育推進費の1つ目の、サポートセンター業務委託料となっておりますのは、ヘルプデスク機能を持ちましたGIGAスクール運営支援センターというセンターの運営に係る経費となっております。こちらの事業は、国の補正予算を活用するとともに、参加する一部の市町村から負担金をいただきまして、所管の小中高等学校及び特別支援学校の教員や、児童生徒からの問合せ、またアカウント管理等々に対応するセンターとなっております。その他、幾つかの細目で当初の見込みを下回ったため、減額をさせていただいているところでございます。

最後に、309ページを御覧いただければと思います。繰越明許費でございます。先ほど御説明をいたしましたサポートセンター業務委託料につきまして、国の補正予算に対応するために2月補正予算に計上してございますので、その全額を繰り越すものとなっております。

以上で、教育政策課の令和5年度当初予算案及び令和4年度補正予算案についての御説明を終わらせていただきます。

◎野町副委員長 それでは、質疑を行います。

◎加藤委員 教育振興費で、教育のアクションプランを進めていくという御説明があったんですけども、これの内容を少し御説明いただけますでしょうか。

◎鈴木教育政策課長 こちらの教育振興費の中の、地域教育振興支援事業費補助金につきましては、各市町村が、現行の県の教育大綱でございまして、また教育振興基本計画の各種項目に沿って各市町村独自で行います教育の取組につきまして、県から一定程度補助金を出すという事業となっておりまして、こちらは既に何年度か実施をしております。来年度は現行のスキームの中では最終年度となっている事業でございます。

◎加藤委員 市町村それぞれ、いろんな取組をされていらっしゃると思うんですけど、何か認定するのに基準なんかはあるのでしょうか。例えば全市町村認められて、何かしら行うようにはなっていると思うんですけども、そこら辺りで、認定してく上での工夫なんかがあったら教えていただけますか。

◎鈴木教育政策課長 認定に当たり、特段こちらのほうからこれやってほしいといったような基準というのは、何か示しているものではございません。大綱計画の柱、特定の項目の柱に沿って事業として取組をしていただくというところで、各市町村において独自に取り組んでいただくものに対してのサポートをさせていただく事業になってございます。

他方、この補助金の対象となっていないテーマのものがございまして。例えば、県や国の別の補助金の対象になっておりますものはこの補助金の対象としないとか、そういったネガティブな条件がございまして、そういったようなものは御周知をしつつ、基本的には各市町村独自の取組についてサポートさせていただいているという事業となっております。

◎加藤委員 いろいろと、市町村それぞれの教育委員会が、知恵を凝らしてやっていらっしゃると思うので、いい事例があれば、ぜひまた広げていていただきたいと思っております。そこら辺り、また連携をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎三石委員 各市町村に補助金を出してますよね。大綱にしても、基本計画にしても、各市町村が独自でやっていくことやから、県がとやかく言うことはないけど、マンネリ化してるような市町村はあるんじゃないかと思うんですね。だから、市町村は独自でやらないかんけれども、本県でも、第2期の教育等の振興に関する施策の大綱、第3期の基本計画、物すごい節目というか、変わる時期に来てますよね。県は県で一生懸命やるんですけども、各市町村よね。補助金をやる割に、何か飾りで終わっちゃせんろうかというような気もするんですけど、そこの辺りどのようなことかな。

◎鈴木教育政策課長 当然、各市町村から上がってきたものにそのままオーケーを出すわけではなくて、各市町村が各施策に応じて、それぞれの目標値、いわゆるK P Iの設定等をしておりますので、この補助金の事業が1年度たって、果たしてそのK P Iが達成でき

てるのかどうかというのは、毎年度精査は行ってございます。

他方、委員がおっしゃられたような御懸念等々も、こちらも一部感じている部分もございまして、先ほど御説明の中で申し上げましたように、本事業は教育大綱と教育振興基本計画に沿って実施をする事業でございますので、来年度、教育大綱、教育振興基本計画の現行のものが終わると同時に、この事業も改めて見直しの時期が来てございます。ですので、より一層各市町村が、本当にこの補助をさせていただいている額をもって、きちんとそれぞれの目標を達成するような形になっているのかというのは、事業見直しの段階に来てございます。来年度、その辺りをしっかり見れるような形の事業設計は行っていければと考えてございますので、御指摘を踏まえまして来年度検討させていただければと思います。

◎三石委員 県自体もやね、大綱にしても基本計画にしても、現場の先生なんかを含めてあまり認識してない、意識してない気が物すごいです。県自体も飾りで終わっちゃせんろかという気がするんですけどね、各市町村もなおさら、形だけで終わっちゃせんろかという気が物すごくなるんですよ。国がこういう方針でやってるから、もうつくっておかないかんわというぐらいの程度でね。それじゃいかんと思うんです。補助金もいってることですからね。今、課長が言われたように、見直しの時期に来てますからね。かちっとチェックするところはチェックをして、どうして大綱が必要なのか、基本計画が必要なのかということを、県はもちろんやけれども、各市町村にもよく理解、浸透させな意味がないと思いますよ。

◎鈴木教育政策課長 本事業につきましても、県の教育大綱及び教育振興基本計画の理念が、しっかりと市町村に伝わるようにという形で行ってまいります。また、広報に関する委託料の御説明もさせていただきましたけれども、来年度、もちろん学校の先生方も含めて、広く県民の皆様に対して、新しい教育大綱、教育振興基本計画の内容理念について御理解いただくための広報についても、積極的に周知を図っていければと考えてございますので、御指摘踏まえまして、来年度以降対応させていただければと思います。

◎三石委員 ぜひお願いしたいと思います。だって県民自体はそんなに意識してないもん。一番大事な骨の部分、背骨の部分が分かってないような気がするもんね。しっかりお願いしたいと思います。

◎野町副委員長 予算とは少し離れるかもしれませんが、先ほど管財課のほうで、県有資産等所在市町村交付金というのがあって、いわゆる固定資産税のかわりに市町村に支払う交付金があったんですけど、学校に関しては、教育委員会だという話で。

先ほど御説明いただいた部分には、これがなかったんで、教育政策課ではない、高等学校振興課なのかなと思いつつ。そこら辺については担当ではないですか。

◎鈴木教育政策課長 交付金の対象として学校があるか否かにつきましては、教育委員会

の対象の中の交付金を所管しております、恐らく管財課の御範疇かと思えますけれども、把握してる限りは、その交付金の中に学校がそもそも入ってはいなかったようには承知はしてございます。そもそも交付金の対象か否かにつきましては、交付金所管の管財課のほうの御事情かと思えますが、その辺りは教育委員会ではお答えすることはできかねるところでございます。

◎野町副委員長 管財課のほうで、そっちは教育委員会だと言われたものですから。後でまた話をさせていただきます。

◎大石委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、教育政策課を終わります。

〈教職員・福利課〉

◎大石委員長 次に、教職員・福利課の説明を求めます。

◎中平教職員・福利課長 まず、令和5年度当初予算につきまして、御説明をさせていただきます。御手元の資料ナンバー②、令和5年2月、高知県議会定例会議案説明書、当初予算、こちらの613ページをお願いいたします。

歳入でございます。歳入は、ページの中ほどの節の区分に沿いまして、主なものを御説明をさせていただきます。

一番上の（1）庁舎等使用料でございますが、教職員住宅の敷地に設置をしております電柱や、教職員住宅の目的外使用に係る使用料収入でございます。

次の（1）教育職員検定手数料は、教員免許状の交付に係る手数料収入でございます。

2つ下の（5）教職員・福利費補助金、こちらは教員業務支援員を小中学校へ配置することに伴います国庫補助金でございます。

次のページをお願いいたします。614ページです。下の（2）職員住宅整備債、こちらは教職員住宅の計画修繕に充当をするものでございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。次の615ページをお願いします。歳出につきましては、ページ右側の説明欄に沿って主なものを御説明いたします。

まず、1一般管理費の退職手当は、公立学校の小中学校や県立学校の教職員、県教育委員会事務局の職員、臨時教職員などの退職手当でございます。

次の、公務災害補償基金等負担金は、教職員の公務上の災害や通勤途上の災害に対し、その補償を行うために設置をされております、地方公務員災害補償基金への負担金などでございます。

次の2福利厚生事業費の学校管理医報酬、こちらは教職員数50人以上の県立学校に配置が義務づけられております、学校管理医に対する報酬でございます。

次のページをお願いいたします。一番上の定期健康診断等委託料、こちらは県立学校の教職員の定期健康診断等を実施するための経費でございます。

次の職員健康診断等委託料は、県教育委員会事務局職員の定期健康診断などを実施するための経費でございます。

次の人間ドック事業負担金、こちらは公立学校共済組合高知支部が実施をします、県立学校と教育委員会事務局の教職員の人間ドックに係る経費の一部を負担するものでございます。

続きまして、3の教職員住宅等整備費でございますが、教職員住宅管理委託料、こちらは教職員住宅の維持管理業務を高知県住宅供給公社に委託するための経費でございます。

次の実施設計等委託料は、朝倉の教職員住宅の下水道接続工事をするための実施計画や、老朽化し使用する見込みのない教職員住宅を処分するための、用地確定測量の委託に要する経費でございます。

次の教職員住宅賃貸料でございますが、県立学校の教職員住宅は平成14年までは、公立学校共済組合の資金を借りて建設をしておりました。この賃貸料は平成10年度に建設をしました2棟、8戸の固定資産税に係る経費でございます。

次の改修工事請負費、こちらは朝倉の教職員宿舎の下水道の接続口設置工事をするための経費でございます。

続きまして4教育振興費でございます。まず、教育関係職員名簿作成委託料は、幼稚園、小中学校高等学校、特別支援学校、県や市町村の教職員会の職員などの名簿を作成するための経費でございます。その下の事務費の中には、永年勤続や、教職員の地道な教育活動実践をたたえるなど、教職員等表彰などの表彰に関する経費などがございます。

次のページをお願いします。5の教職員費でございます。一番上の適性検査判定委託料は、教員採用選考審査などにおける適性検査を委託して実施するための経費でございます。

次の選考審査筆記問題作成等委託料は、教員採用審査における問題作成や採点業務を委託して実施するための経費でございます。なお、この経費につきましては、9月補正で債務負担を承認いただいたものを含んでございます。

次の選考審査運営委託料は、教員採用審査に関し、会場準備や当日の監督業務を委託して実施するための経費でございます。

次の総合人事給与システム等運用保守委託料、こちらは教職員に係ります人事給与システムなどの運用保守に必要な経費でございます。

次の市町村立学校諸手当・年末調整システム運用保守委託料は、市町村立学校の教職員の通勤手当などの諸手当の届出や、年末調整の各種申告の手續に係ります諸手当・年末調整システムの運用保守に必要な経費でございます。

次の自動採点システム運用保守委託料、こちらは採点集計業務をデジタル化し、教員の業務の効率化を図りますため、県立学校に新たに5校、自動採点システムを新規に導入しようとする経費でございます。また、年間保守に係る経費も含まれてございます。

次の研修等委託料は、教職員の意識改革のための研修を委託して実施するための経費でございます。

次の退職手当算定システム改修委託料、こちらは臨時教員の退職手当に係ります算定システムの改修に必要な経費でございます。

次の教員免許管理システム運営管理費負担金、こちらは全国統一の教員免許管理システムの運用保守などに係ります負担経費を、教員免許管理システム運営管理協議会に支払うものでございます。

次の教員業務支援員活用事業費補助金、こちらは県内の小中学校に配置をします、学習プリントの印刷などの業務に従事をいたします教員業務支援員、99名分の報酬等の補助に係る経費でございます。

次の事務費には、教員の採用審査に要する経費や、教員免許法に基づく免許状の授与などの経費、また、県立中学校及び県立高等学校に教員業務支援員を配置する経費などが含まれてございます。

下の計の欄を御覧ください。当課の令和5年度当初予算額は33億7,715万4,000円、前年度に比べまして53億6,219万4,000円、約61.4%の減となっております。これは、令和5年度から定年が61歳に引上げられますことから、来年度は定年退職の者がいないことから、退職者見込み数が減ったものによるものでございます。

続きまして、補正予算について御説明をさせていただきます。御手元の資料ナンバー④議案説明資料、補正予算、こちらの310ページをお願いいたします。

歳入でございます。ページの中ほどの、節の欄をお願いいたします。(5)教職員・福利費補助金は、校務支援員配置事業につきまして、市町村の執行見込みに伴いまして減額を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。右側の説明欄を御覧ください。

1教職員費の校務支援員活用事業費補助金、こちらは県内の小中学校に配置をします、学習プリントなどの印刷などの業務に従事をいたします校務支援員につきまして、市町村の執行見込額が下回ったことによります減額をお願いするものでございます。

以上で、教職員・福利課の説明を終わります。

◎大石委員長 それでは質疑を行います。

◎塚地委員 1つは昨日、教育長が、教員が足りないと言って、教員になってくださいということを誘いに、ティッシュを配られたということなんですけど、ちょっと事はそういう問題でもないと思ってまして。その問題は、基本的に県の教育行政として最低限確保しないといけない問題なんで、何をおいてもその対策、改善というのが重要な課題やと思うんです。その点で、現時点で新年度の着任がちょっと難しいというような実態が今あるのかというのはどうなんでしょうか。

◎長岡教育長 今年度ベースで、4月1日、4月7日、5月1日で配置できていない、基礎定数、加配定数を含めて配置できていないというものはございませんでした。ただ、来年度につきましては、現時点でまだ全部が埋まりきっていない。例えば、小学校、中学校で30名ぐらい、まだ埋まりきっていないという状況がございます。ただ、これは昨年度も基本的に4月1日までは、いろいろな方々にお声をかけさせていただいて、4月1日に間に合わせていたというような状況がございます。そういう意味で今年度というより来年度の4月1日時点で、30名配置できないということはないと思います。まだかなり、ここから掘り起こしができていくだろうと。実際に新聞にも出ておりましたですけれども、それ以降、県民の方々から問合せのお電話もいただいておりますので、そういう意味で、何とか必要数は配置していきたいと。そのための努力はしていきたいと考えております。

◎塚地委員 ぜひ、御努力いただきたいと思います。来年度から国も5月1日から翌年の4月30日までの、産休などに入る人への代替措置を年度当初から採用するという事にもなっているんですけど、そこは今の段階でまだ確保できたということ自信を持って言えないという、現場の声もあるみたいなんですけど、そこはどんな状況でしょうか。

◎長岡教育長 おっしゃられるとおり、その分までまだ全て賄いきれてはいない状況がございます。ただ、産休に入ってくくださる方は一定見えてますので、できるだけ年度当初からその数は確保するような形で努力はしていきたい、というより実際その努力をしている状況でございます。

◎塚地委員 先ほどおっしゃった、小中学校で30人ちょっと不足してますよという人数の中に、その産休育休の関係でプールする先生の数は入ってるんですか。

◎長岡教育長 そこはまだ入っておりません。

◎塚地委員 それを入れると、どれぐらいになる可能性があるんですか。

◎長岡教育長 そこは小中学校課のほうが、正確な数字をつかまえております。この後また来ますので、その中で説明をさせていただきたいと思います。

◎塚地委員 教職員課じゃない。

◎長岡教育長 はい。

◎塚地委員 分かりました。それは所管課で確認したいと思います。

もう3月も中旬ですのでね。それが4月1日で、まだそれだけの人数が足りないという状況は、国マターの大問題は絶対にあると思ってますし、県の努力だけでそれが解決するのかという問題はありますけど、でもやっぱりしないといけないことで、その努力方向をどういうふうにご考慮されるかと。私どもも再三議会の中でも、例えば定数内の臨時の先生の配置の問題で、日本一早いという状況で試験を行うことによって、これまでは臨時の先生方の採用が70%ぐらいあったのが、今20%ぐらいしかないような状態になっているという問題とか、様々改善すべき問題というのは、提案してきたと思うんです。そこは今、

教育長がティッシュを配らんといかんような現状になってなお、制度的に何を考えておられるかというのはどうなんでしょうかね。

◎中平教職員・福利課長 1つには、やっぱり教職の魅力化ということで、今後教員になっていこうと志していただく方を増やしていく必要があると思っております。先ほどお話のありました採用試験の早期化。現在全国的にも高知が一番ですけど、ほかの県も早くしようというような動きもございます。ですので、今まで賄えていたところも、なお厳しくなっていく可能性が十分ございますので、やはり高校生、大学生に、高知県で教員になっていただきたい、なっただくということの魅力伝えていく努力は、今後一番必要になってくると思っています。

◎塚地委員 魅力化にはいろいろ、労働条件の問題もありますでしょうし、チーム学校がどういうふうな、本当に豊かに機能しているか、この間みたいなパワハラみたいなものがない環境をどうつくるかという、様々な観点もあろうかと思えます。そこは現場の先生方の意見もしっかり聞いて、改善の方向を打ち出していくということで。最低限の教育行政の責任をどうやって果たすかというところで、本腰入れて取り組んでいかないとはいけません。今回教育長が県民の皆さんの協力も仰がれたということなんですけど、やっぱり現場の先生方が、一番よく分かってらっしゃると思うんで、ぜひともお願いしたいと思えますが、いかがですか。

◎長岡教育長 中平課長が言ったように、当然魅力化は図っていかないとはいけません。あわせて、やはり教員の働き方改革も進めて、いわゆる処遇を改善していくということも必要であると思えます。そして、免許を持っておられる方、退職された先生も含めて、できるだけ多くの方々にお声をかけさせていただいて、こういった方の掘り起こしもしていかないとはいけません。そういった方々と、どうしてできないのかということも含めて御相談させていただいて、御協力をいただきたいと思えます。そこはしっかりやっていきたいと思えます。

◎塚地委員 私どもがこれまで提案してきた中身も、それをやらずにできちゃったら構いませんけど、現実できてないわけなんで。何が必要なかということの提案は、率直に受け止めていただいて。ぜひ実現の方向で、前へ進めてもらいたいなと思えます。そこは要請として言っておきたいと思えます。

◎三石委員 重複する部分がたくさんあるけど、実際やっぱり魅力がないから来ないんですね。よし学校の先生になって現場でやろうと、そういう思いが強ければ来ますよ。そういう思いがないから、魅力がないから集まらないんでね。だからその魅力を、どういうようにしてやるかちゅうことで、なかなかここで話できるようなもんじゃない。どうしたら先生になろうかって。そこの部分を考えないかんですね。魅力がないから集まらない、そしたら、現場はどうなるのか。勤務の条件なんかもあるでしょう。保護者の対応もある、

子どもの対応も、賃金のことなんかも含めていろいろなことが重なって魅力がないと思うんです。そこを研究せないかんですね。

それと、昨日もNHKにも出とった、中央公園で配りよったって。アピールすることも悪いことではないけど、はっきり言うてみともない、あんまりええ格好じゃないですよ。それと県民から電話があったって、恐らく自分も免許持つとるからね。免許制度も変わって、やれるじゃないですか。私だって社会科の免許持つとるからね、県議辞めて講師で雇ってくれって、やろう思うたらやれんことないよ。年齢制限ないんでしょ。

けどね、そんな誰彼雇ってどうするんですか。特に子どもは先生の一声で人生が変わったりする、物すごく大事な仕事でもあるわけ。だから何でもかんでも集めて、突き出しゃあえいっちゅうもんでもないしね。その辺りどういうふうにして人選をしているのか。恐らく登録式にしてやね、そんな先生方は採用せんというような仕組みにはなってると思うけどね。そこら辺りのこと。

それと、確かに基本的な、法的なことが1次試験に出てくるじゃないですか。筆記は何度受けてもなかなか通らない、勉強しないとなかなか難しい部分もあるんよね。けれども、実際臨時講師として2年も3年も4年もやって、講師でありながら学級担任をやって、学級経営ができる。部活も一生懸命やる。保護者との対応もえい。子どもに対する対応もえい。もう満点なんやけれども、筆記がいかんために、1次でいかんようになって2次まで残れないっちゅう先生方もたくさんいるわけですね。

ですから、例えば、校長が評価するのか、誰が評価するのか分からないですけれども、実際臨時講師のときにやってる先生の姿を見て評価をしてやって、これは現場でやっていけるというように判断すれば、今、1次試験の免除というものはあるんだけれども、もうそのまま採用させるとかですね、そんな形のことも考えていかないかんと思うんですね。

それと、あるところなんかは、今までずっと少人数学級ということでやってきましたよね。それは手が足せてえいですよ。子どもがよく見えるし行き届いてえいです。50人よりか30人、30人より25人ぐらいのほうかえいですわ。あんまり数が少ないと、3人4人になったら複式になってまたおかしくなると思うんだけども。

先生が足りないから、35人学級を40人学級にまた返すとかいう動きもあるように聞きもするんだよね。そんなことあるんですか。

◎長岡教育長 今、各県独自で、例えば高知県でもそうですけど、35人学級を実施しているというようなことがあります。ある県によっては、例えば38人学級をやっているとか。それが、国のいわゆる義務標準法では40人学級ですので、38人学級を40人学級に戻すとか、そういったことをやっている県が最近出てきたと。例えば沖縄県とかなんかは、教員がいなかったために40人学級までの中で元に戻そうというようなことが実際行われているとは聞いております。

◎三石委員　そこら辺り、県独自でやれることがたくさんあるわけですね。これこそチームを組んで、チラシ配るのもええけど、そういうことじゃなくて、どうしたら本県にね。他県も同じような状況っちゃうことは、よく分かるんだけど。さっきの採用試験のことにしたってそうよね、日本一早い採用試験やりますっていう。それはええけど、受けるだけ受けて合格はしたけれども、練習で受けたみたいで、次、自分ところの県へ帰って受けて、そっち通ったらそっち行って、が一つと穴が空くっていうようなこともあるし。

そんなことなんかも全部含めて、チームを組んで、どうしたら本県の教育界に先生方が集まってくれるのかということ、今言うたようなことも含めて研究して、実践せないかんと思っています。どうですか。

◎長岡教育長　今おっしゃっていただいたこと、特に高知県の教育界が非常に魅力的であると。やはり高知県の学校の教員になりたいと言ってもらえることが、一番必要なことだと思います。そのために我々として、高知県の学校、あるいは教員としての魅力を、どう高めていかないといけないのかということは、ぜひ教育委員会一丸となって、検討を進めていきたいと思っています。

◎三石委員　くどいようやけどね、チラシを配ったり宣伝したりは傷口にばんそうこう貼るみたいなもんです。やっぱりじっくり腹据えて、腰据えて、考えないかんね。一時的なことやん、そんな。免許持つとる過去に教えた先生方、臨時でいくらでも雇いますから、来てくださって呼びかけて、何か80歳ぐらいの英語の先生も、実際にやられてるということも聞くやけれども。それもええけどあんまり格好がええもんじゃないわね。じっくり考えないかんと思っていますよ。

◎長岡教育長　確かに教員免許を持つてる方を集めたいという気持ちもあったわけですがけれども、それだけではなくて、やはり県民の方々に高知県の教育界の現状というのを知っていただきたい、そして高知県の学校教育に興味を持っていただきたい。仮に集まらないとしても、学校教員に「頑張ってるね」と声をかけていただきたい。そんなつもりで実施したところですけども、基本的には委員が言われるとおりに、高知県の教育、あるいは学校の魅力をどう高めていくのかということ、真剣に、早急に考えていかないといけないと思いますので、そこはやらしていただきたいと思っています。

◎野町副委員長　確か12月議会で、大変厳しい嫌な質問をさせていただきました。最初に皆さん方が頭を下げた内容で、異常事態じゃないかというお話もさせていただきました、その学校の魅力化に関連してああいう質問をさせていただきました。

やはりテレビドラマでもそうですし、いろんなマスコミの記事で、先生の職場の環境というのがなかなか厳しいということも、世間としてこういう状態になってるというお話も含め、メンタルの部分をしっかりサポートをしてあげないといけないんじゃないかとい

うことも含め、この616ページで、5,500万円ぐらいかけて定期健康診断とか職員の健康診断委託料とか人間ドックとかということでやってるんですけど、メンタルヘルスという部分ではどういうことをやってるのか、教えていただけませんかでしょうか。

◎中平教職員・福利課長 メンタルヘルス対策としましては、定期健康診断と別に、学校現場と学校事務局でストレスチェックということで、まずチェックをかけるということと、あと予防的な対策としまして、公立学校共済組合が実施をします相談窓口、それには医師専門の方の窓口や心理士の対応していただく窓口なんかがございます。それで仮に発症してお休みをされて、今度現場へ復帰されるということがございましたら、大体4週間程度、慣らしで勤務をしていただくという仕組みを取り入れています。それで医師とか、県立学校の校長、小中学校の校長で構成します審査会で、御本人との面談なんかを通じて、スムーズに復帰ができるように、また復帰後どういったことに気を付けたりしたらいいかと、いろんなアドバイスができる仕組みをとって、対応しておるところでございます。

◎野町副委員長 私もメンタルが弱いほうですから。元先生に命を救われましたけれども。何というか、なってみて初めて分かることってすごくあって。長期休養されている方々とか、あるいは事件を起こされる方々って、多分知事部局よりも相当ストレスがかかっているからこうなっているんだろうと。それは十分お分かりだろうと思うんですが。チーム学校が本当にいいのか、コミュニティースクールがいいのか、デジタル化がいいのか、あるいは教員不足が問題なのか。しっかりとメンタルヘルスで先生方にもお聞きになる中で、何が問題なのかというのを分かって採用云々もやらないといけないんじゃないかと思うので、特にメンタルの部分の支援、サポートというのは、知事部局よりももっと突っ込んでやらないといけないんじゃないかなと。私の知り合いの教員でも休んでいる子もおるし、本当にしんどい思いをしている方もいらっしゃるんです。それは知事部局の公務員の方々でも同じことなのかもしれませんけれども、僕は随分学校現場というのはストレスが多いんじゃないかと思うので。そこら辺、教職員・福利課でもっと突っ込んだ仕組みを考えるべきじゃないかと思うんですけど。そこら辺、教育長どうでしょう。

◎長岡教育長 教員のメンタルというのは、御本人もそうですけれども、学校も、そして子どもたちも影響を受けてくる。そういう意味で、先生が元気で学校に出てきてくれる、そして子どもたちと日々、懸命に勉強してもらおうというのが一番だと思います。その先生が心の病で学校に出てこれなくなる、それはできるだけというか、基本的になくしていかないといけない。そのための方策は一体何なんだというのを、これまでも相談機関とか、そういうものでやってきましたけれども、それだけではやっぱり駄目だろうということで。やはり来年度については教育委員会の内部の中に、教員のメンタルヘルスについてのプロジェクトチームを組んで、対応方策を具体的に考えていこうというところを、今、計画をしているところでございます。

◎野町副委員長 安心しました。ぜひ、それをしっかりと進めていただいて。やっぱり元気な先生に教えていただくことが、本当に子どもたちにとって一番だと思いますので。そこをやっていただくことで、だんだんに先生になろうかという人も出てくるんじゃないかなという気がします。そこの根本のところを、ぜひ詰めていただきたいなと思います。ありがとうございました。

◎上田（周）委員 実は、私的なことで、近くに学芸と学園の先生をしてた、1つ上の先輩と、同級生の方がおりますの。教員のメンタルヘルスで、全国で6,000人ぐらいおりますよと。高知県が50何人言いましたかね。そんな中で、そういった先生をしていたお2人に聞きますと、自分らのときは結構クラスが多くて、つまりいたときに相談ができると。先ほど課長が窓口がありますよって言うたけど、それ以前に相談できるところが今はないから、その辺は学校の管理職の方が目配りをするとか。なかなか大変かも分らんけど、そういうことを言っていましたので、先ほどの御答弁で内部にというお話がありましたが、ぜひ、その辺も積極的に取り組んでいただきたいと思います。教育長、何かあれば。

◎長岡教育長 今おっしゃっていただいたように、教員同士の中で支え合うとか、相談し合うとか、そういうことが一番の力にはなってくるだろうと。全然知らないところへの相談、それも上の先生に相談するというのも心強いことだとは思いますが、そこへ行くまでに学校の中で相談し合う体制、あるいは支え合う体制をつくっていくことは大切だと思います。そういう体制をどうすればつくれるのかということも含めて、我々としても来年度ちゃんとしていきたいと思っております。

◎上田（周）委員 春休みが終わって、4月から新学期が始まって、新任の先生も入ってきますよね。そのときに、これまでやったらコロナ禍で結構教職員の方大変やったと思います。それが日常に戻って、いろんな学校の行事がまた増えてくる、戻ってくると思います。そこが1つのポイントかなと個人的にも思いますので、ぜひ、そういうことも含めて、よろしく願いいたします。

◎塚地委員 先ほど言った、高知県の教育の魅力化という問題に絡めると変なことになるかもしれないんですけど。先日の、パワハラが一部ありましたと教育長も認められた件で、あれだけ報道機関でも明らかになってきた中で、今後の対応をどうしていくのかということは全国的に注目されてて、高知県の教育委員会はこういうふうはこの問題にきちんと対応するんだなということが全国的に分からないと、そこは不安になるかなというところはあって、今後の対応としてどんなことを考えておられるのかということだけ教えていただきたいです。

◎長岡教育長 この事案については、当事者の方も含めて真摯に対応していかないといけないとは考えております。ただ、もっと総括的に言うと、パワハラを起こさない対策というのはどういうものがあるのか、あるいは起こったときにそれを認定するようなシステム

としてはどういふものがあるのか。そんなことを含めて、我々としては検討していかないとはいけない。そんな組織が必要なのかも含めて、これから検討していくことを今考えております。

◎塚地委員 メンタルヘルスの問題も含めてすごい大事な問題だし、こういう問題に誠実に、スピーディーに、きちんと対応できるという組織でないと、そういう問題を繰り返してくると思うんで。ぜひ、真摯に向き合っていくというお話もありましたので、今後の対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎大石委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、教職員・福利課を終わります。

〈学校安全対策課〉

◎大石委員長 次に、学校安全対策課の説明を求めます。

◎大崎学校安全対策課長 最初に、令和5年度当初予算案につきまして、主要な事業を中心に御説明をさせていただきます。御手元の資料ナンバーの②の議案説明書の619ページをお願いいたします。

まず歳入につきましては、基本的に歳出と連動いたしますので、主なものに絞って説明させていただきます。項目の中ほどの節の区分の一番上にございます(2)学校安全推進費負担金は、児童生徒が学校の授業中や部活動等で負傷等をした際の医療費等を給付する、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に係る掛金について、児童生徒と保護者に負担していただくものでございます。

次に、620ページをお願いいたします。2つ目にございます(6)県立学校貸付料は、県立学校に設置しております自動販売機に係る貸付料でございまして、入札による貸付契約に基づくものでございます。

1つ飛びまして(3)学校安全対策課収入は、先ほど御説明した災害共済給付制度に基づきまして、日本スポーツ振興センターから児童生徒に支払われる医療費等を受け入れるものなどでございます。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。621ページをお開きください。ページの右側の説明欄に沿って、主要なものについて御説明をいたします。

1 施設整備費は、県立学校施設の改修などの施設整備に要する経費でございます。

このうち、2つ目の設計調査等委託料は、高知ろう学校など4校の体育館空調設備整備工事の実設計や、高知丸の内高校長寿命化改修工事実施設計と県立学校施設の改修工事などに係る設計委託などに要する経費でございます。

次の、622ページを御覧ください。3行目にございます施設整備工事請負費は、高知北高校のエレベーター設置工事や、岡豊高校の太陽光発電設備設置工事、高知追手前高校本館の長寿命化改修工事など、学校施設整備の工事に要する経費でございます。

次に、2の維持修繕費は、各学校で執行する比較的小規模な修繕など、県立学校施設等の維持修繕に要する経費でございます。

次に、下の2児童費の1教育の森造成事業費についてでございます。その下、教育の森造成事業費補助金と、次の教育の森施業転換資金利子助成補助金は、県立高校の教育の森の維持管理を行っている高知県森林整備公社への補助金でございます。

623ページをお願いいたします。1行目にございます、2学校安全推進費は、防災教育をはじめとした学校安全の推進のための事業費でございます。

まず、高校生防災学習推進事業委託料は、高知県高校生津波サミットの一連の取組として、世界津波サミットに参加するための旅行の手配業務等を事業者へ委託する経費でございます。

次の安全運転講習委託料は、県立高校において原動機付自転車の安全運転講習を委託して実施するための費用でございます。

次の自転車ヘルメット着用推進事業委託料は、県立学校で自転車通学をしている児童生徒を対象とし、ヘルメットの購入費用を支援するものでございます。

その次の学校安全総合支援事業委託料は、国の委託事業で、モデル地域を所管する市町村において、拠点校を中心に安全教育の推進に取り組むものでございます。

1つ飛びまして防災士養成研修負担金は、高知県高校生津波サミットの活動の実践員となる高校生が、防災リーダーを目指して防災に関する基礎的知識や技能を身につけ、地域の防災活動の担い手となる防災士の資格を取得するための費用を負担するものでございます。

その次の地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金は、子どもの安全確保の体制を整備するために、学校や通学路の巡回指導等を行うスクールガード・リーダーの配置や、学校安全ボランティアの養成講習会の開催、見守り活動の実施に係る経費など、通学路等における安全対策に取り組む市町村に対し補助を行うものです。

その次の自転車ヘルメット着用推進事業費補助金は、市町村立学校で自転車通学をしている児童生徒を対象として、ヘルメットの購入費を負担する市町村に県から補助を行うものです。

その次の災害共済医療費等給付金は、学校の授業や部活動中、登下校中などにおける児童生徒のけが等に対しまして、日本スポーツ振興センターから給付される医療費等の支出に係るものでございます。

一番下の事務費の主なものは、県立学校の児童生徒教職員用の水食料等の備蓄物資の整備・更新に係る経費や、災害共済給付に係る県の掛金支出などでございます。

次の、624ページをお開きください。1文教施設等災害復旧事業費は、県立学校施設が台風などの災害で被害を受けた場合に備え、復旧に要する経費としてあらかじめ一定額の子

算計上をお願いするものでございます。

以上、当課の令和5年度当初予算案の総額は9億9,405万1,000円でございます。前年度より3億8,894万1,000円の減となっております。減額の主な理由としましては、空調設備の更新に係る事業の減額などによるものでございます。

次に625ページをお開きください。債務負担行為に係るものでございます。県立学校の施設整備に関わるものでございまして、一番上の高知追手前高等学校と、その下の高知小津高等学校につきましては、長寿命化改修事業が令和5年度から6年度の2か年に及ぶため、工事請負費とその管理委託料の債務負担行為の承認をお願いするものでございます。

また、一番下の日高特別支援学校につきましては、老朽化した寄宿舎を建て替えるための設計委託業務が、令和5年度から6年度の2か年に及ぶため、設計委託料の債務負担行為の承認をお願いするものでございます。

続きまして、令和4年度2月補正予算案につきまして、御説明をさせていただきます。御手元の資料ナンバーの④の議案説明書の312ページをお開きいただきたいと思います。

歳入につきましては、次に説明いたします歳出と連動して、国の補助金や交付金を減額するものでございます。

313ページをお開きください。歳出につきまして、ページ右側の説明欄に沿いまして御説明をいたします。1施設整備費につきましては、国の会議や学校施工業者との協議等に要する旅費が当初の見込みを下回ったため、減額をするものでございます。

次の1教育の森造成事業費の教育の森造成事業費補助金につきましては、高知県森林整備公社の収入が当初の見込みを上回ったことなどから、県の補助金を減額するものでございます。

次に2学校安全推進費でございます。高校生防災学習推進事業委託料につきましては、防災学習の旅行手配等の委託業務に入札残が生じたことによりまして、減額をするものでございます。

次の事務費につきましては、県立学校に設置しているAEDの更新に入札残が生じたことなどによりまして、減額をするものでございます。

説明は以上でございます。

◎大石委員長 それでは、質疑を行います。

◎上田（周）委員 確認ですが、追手前高校と小津高で債務負担行為の予算が出てます。令和5年度から6年度の2か年で長寿命化を進めていきますということですが、資料を調べたら追手前の建築年が昭和5年、小津高が昭和7年ということで、もう90年近くたってます。そんな中で、令和4年度は追手前高校でボーリング調査もやられてますが、その結果がどうだったかということ、それと耐震関係はもう出来てるかどうか。そこをまず確認を。

◎大崎学校安全対策課長 まずボーリング調査、地質調査でございます。これはエレベーター棟を今度設置することに対する調査になります。この債務負担行為は今の本館の西側半分の工事になります。エレベーター棟は東側半分にあわせてやりますので、また次の段階に工事をするようになります。

◎上田（周）委員 耐震で。

◎大崎学校安全対策課長 耐震化につきましては、全て終了しております。

◎上田（周）委員 説明で、結局1期、2期といくんですが、工事は子どもが授業を受けているときも進めていくわけですよ。要請ですが、その辺り慎重に。先ほど言ったように、構築年数もたってますので。よろしくお願ひしたいと思います。

◎大崎学校安全対策課長 おっしゃるとおり、工事については子どもの安全に十分配慮して進めていきたいと思ひます。

◎大石委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、学校安全対策課を終わります。

〈幼保支援課〉

◎大石委員長 次に、幼保支援課の説明を求めます。

◎田中幼保支援課長 当課から、所管する予算議案と条例議案を1件御説明いたします。まず、令和5年度当初予算案について御説明します。資料ナンバー②、626ページでございます。

まず歳入でございます。主なものを御説明いたします。左端、中ほど、12教育費補助金は、幼児教育・保育の質向上を図る取組や、保育士の確保対策、また、認定こども園の整備などに関します国からの補助金でございます。

その下、11教育費委託金は、高知市と連携して取り組んでおります保幼小連携・接続の取組に関する国からの委託金でございます。

続きまして、628ページをお願いいたします。歳出です。右端ですが、まず1番の幼保連携推進費と、後ろのページになりますが、10の親育ち支援推進事業費につきまして議案説明資料により御説明いたします。青いインデックス、教育委員会の議案説明資料の13ページをお願いいたします。

下半分に、令和5年度の取組とあります。当課では就学前教育の充実に向けて、左側の教育・保育の質の向上と右側の親育ち支援の充実に取り組んでおります。

左側、白地の部分を御覧ください。令和5年度の取組欄でございます。

教育・保育の質の向上の1つ目、幼児教育の推進体制充実事業は、県内のどこにいても質の高い教育・保育が受けられる環境の実現を目指して、各園が行います保育を公開して、互いの実践を見合って協議する園内研修や、園全体の運営について、PDCAサイクルに基づいて改善を図っていく園評価という取組につきまして、当課から指導主事やアドバイ

ザーを派遣して、国が示しております指針や要領の視点から助言を行っているものです。

拡、幼児教育推進費の2ポツ目になりますが、来年度は、新たにこうした各園の取組をより一層後押しいただくため、市町村の教育長等を対象に、全国的な幼児教育の専門家により研修を開催することとしております。

白地の2つ目、保幼小連携・接続推進支援事業です。幼児教育と小学校教育とを円滑につないで、小学校入学以降の教育課題を未然に防ぐため、各校、各園における接続期のカリキュラムの作成や実践を、これもアドバイザー等の派遣により支援するものです。

拡のところに記載しておりますが、本年度、高知市内の1小学校区をモデル地域とし、その校区内の園長と校長、また年長児と1年生の担任同士が互いの教育内容を率直に話し合っ、接続期のカリキュラムのモデルをつくるという取組を行っていただき、それを高知市の所管課とともに支援してまいりました。

来年度は、つくり上げたカリキュラムの実践を支援するとともに、こうした取組の県内全域への普及に向けまして、モデル地域の実践を収めたDVDの県内全園、全小学校への配布とその活用の働きかけ、また保幼小の職員対象の研修やシンポジウムを開催してまいります。

なお、高知市とは、今後この保幼小の接続に加えて、幼児教育の充実についても連携を深めることとしておりまして、まず来年度は、先ほど白地の1つ目で御説明した園内研修に、県の指導主事やアドバイザーを派遣する取組について、高知市内各園への派遣を拡充してまいります。

右側、親育ち支援の充実は、子育てに不安や悩みを抱える保護者への親としての育ちを支援するものです。

白地の1つ目は、研修や交流会の開催によりまして、県内全園に配置されております親育ち支援担当者のスキルアップを図るものです。

白地の2つ目は、各園が行う、保護者を対象とした講話やワークショップへの支援などです。その3ポツ目になりますが、本年度、こうした講話やワークショップに参加できない保護者に向けまして、県内の保育者が保育技術を「子育てに役立つコツ」として解説する動画を制作し、先月末からSNSで配信しております。来年度も引き続き、より多くの子育て家庭に支援が届くよう、各園や知事部局とも連携して、この動画のPRを進めてまいります。

3つ目の基本的な生活習慣向上事業は、乳幼児期からの望ましい生活習慣の確立に向けた啓発を、各園の御協力をいただきながら行うものです。

恐れ入ります、資料ナンバー②の議案説明書にお戻りください。629ページです。

右端、説明欄の下のほうになります。3保育サービス促進事業費の2つ目、保育サービス等推進総合補助金は、厳しい環境にある子どもや家庭に支援を行う保育士の加配や、育

休明けなど年度途中からの入所希望に応えるため、あらかじめ年度当初から保育士を加配しておく、こういった手厚い保育サービスを実施する市町村に補助するものです。

その上下になりますが、多機能型保育支援事業委託料と同補助金は、就園未就園にかかわらず、子育て家庭が身近な場所で支援が受けられるよう、園庭の開放や子育て相談などを一定回数以上実施する保育所を、本県独自に多機能型保育所と位置づけ支援するものです。

次の630ページになります。1つ目、スクールソーシャルワーカー活用事業委託料は、スクールソーシャルワーカーの活動範囲を就学前まで広げていただき、主に5歳児とその保護者に対して、小学校への入学に向けた生活習慣改善の助言などを行うものです。

次の、特別支援保育・教育推進事業費補助金は、発達障害など特別な支援を要する子どもを受け入れる保育所に助言を行うコーディネーターを配置する市町村や、医療的ケア児を受け入れるために保育所に看護師などを配置する市町村に対しまして、それぞれ補助するものです。

5番、保育士等人材確保事業費の1つ目、保育士等人材確保事業委託料は、県社会福祉協議会にコーディネーターを配置して、求職者と保育所等とのマッチングや、高校、大学を訪問して保育士の仕事内容を紹介する取組、また離職防止も含む人材確保という観点から、保育所等の経営者を対象にした、保育現場の業務改善研修などを行うための経費です。

1つ飛ばしまして、保育士修学資金等貸付事業費補助金は、県社会福祉協議会が行う、保育士の資格取得を目指す学生への修学資金の貸付けや、潜在保育士の再就職に必要な資金の貸付けなどの事業に対し補助するものです。

さらに1つ飛ばしまして、保育補助者配置事業費補助金は、保育士の業務負担を軽減するため、保育の補助や園外活動時の見守りなどを行う職員の配置を支援するものです。

6番、子ども・子育て支援事業費は、民間の保育所、幼稚園等の運営費に係ります子ども・子育て支援新制度に基づく県の負担分や、同制度に基づいて延長保育や病児保育、一時預かりなど、子育てサービスの充実に取り組む市町村への補助などがございます。

次の631ページの中ほどになります。8番、保育所・幼稚園等施設整備事業費の1つ目、幼稚園等緊急環境整備事業費補助金は、幼稚園などにおける遊具の整備などについて、2つ目、環境改善事業費補助金は、保育所などにおける老朽化した備品の更新などについて、3つ目、就学前教育・保育施設整備交付金は、高知市内の認定こども園が行う園舎改築について、それぞれ補助するものでございます。

一番下、多子世帯保育料軽減事業費補助金は、多子世帯の経済的負担を軽減するため、国の無償化の対象とならない部分、18歳未満のお子さんが3人以上いる世帯の3人目以降、かつ3歳未満児の保育料を無償とする市町村に補助するものです。

令和5年度当初予算案は以上でございます。

続きまして、令和4年度の補正予算案を御説明いたします。資料ナンバー④の315ページをお開きください。歳出について、主なものを御説明いたします。

右端の5行目になります、保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金は、国の補助を活用した保育所等のコロナ対策への補助金につきまして、国において令和5年度分が本年度の補正予算で対応されたため、県も前倒しで計上するとともに、317ページになりますが、令和5年度への繰越しもあわせてお願いするものです。

1行飛ばしまして、特別支援保育・教育推進事業費補助金は、医療的ケア児を受け入れる保育所等に、看護師を配置する市町村への補助金につきまして、当初の見込みを下回ったため減額するものです。

さらに1行飛ばしまして、保育士修学資金等貸付事業費補助金は、貸付事業を行う県社会福祉協議会に対して、国からの補助を県が受入れて、県の負担分とともに補助しているものですが、国からの補助額が当初の見込みを下回ったため減額するものです。

5番、子ども・子育て支援事業費は、民間の保育所、幼稚園等の運営費に係る県負担分でございますが、児童数が当初の見込みを下回ったことによる減額などを行うものです。

316ページになります。中ほど6番、保育所・幼稚園等施設整備事業費の1つ目、認定こども園施設整備費補助金は、高知市内の2園が行う修繕や改築に補助を行ったものですが、1園について工事費が見込みを下回ったため減額を行うとともに、もう1園は設計に日時を要したため、令和5年度への繰越しをお願いするものです。

次の幼稚園等緊急環境整備事業費補助金は、国の補助を活用した幼稚園などのコロナ対策などへの補助につき、当初の見込みを下回ったことによる減額と、令和5年度分を先ほどと同様、国に合わせ前倒しで計上することによる増額によりまして記載の金額の補正を行うもので、令和5年度分については繰越しもお願いしております。

次の環境改善事業費補助金から事務費の3つは、いずれも国の経済対策で創設された事業を活用して、園児の登園管理システムの導入などへの支援や、保育所等の職員を対象にした研修など、各園の安全対策の強化を支援するもので、記載の金額の補正とともに繰越しもお願いするものでございます。

予算議案の説明は以上でございます。

引き続きまして、当課所管の条例議案を1件御説明いたします。この議案説明資料の、赤のインデックス、幼保支援課のページをお開きください。

第61号議案、高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案について、この資料によりまして御説明いたします。保育所と幼稚園の両方の機能をあわせ持つ施設である認定こども園は、その運営などに関する基準を、国の省令・告示をもとに県が条例で定めるところとされており、本県ではこの条例がそれに該当します。

なお、保育所も同様に、省令をもとに条例で基準を定めておりますが、こちらは資料の

一番上、タイトルの下に括弧書きをしております。高知県指定障害児通所支援事業者等、から始まる条例におきまして、障害児の通所支援などとともに一括して基準を定めているところです。

今回の改正は、保育所も認定こども園と同様の改正を行うこととなりますが、こちらの括弧書きの保育所に関する条例につきましては、所管の危機管理文化厚生委員会に付託させていただきます。

そのタイトルの下、条例改正の背景という欄を御覧ください。今般、昨年11月から本年2月にかけて、省令・告示が、①から⑧にわたって開催されました。本県の条例は、一部の本県独自規定を除いて、この省令・告示に準拠する形で基準を定めておりますことから、今般の改正にあわせて、条例も必要な改正を行うものです。

下半分は、省令・告示の改正内容をまとめたものです。子どもの安全確保に関するものが中心でございます。

まず、送迎バス等の安全対策は、園児等の置き去りを防ぐため、乗り降りの際に点呼等により園児の所在を確認すること、また、通園を目的とした、座席が3列以上ある自動車を用いる場合は、ブザー等の見落としを防止する装置を装備することを、それぞれ義務づけるものです。

次の懲戒は、民法において親権者の懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、不要となる児童福祉施設の施設長の懲戒権の規定を削除するものです。

次の安全計画は、園児の安全の確保を図るため、安全計画の策定、研修及び訓練の実施を義務づけるもの。

次の業務継続計画等は、感染症や非常災害時の業務の継続や、感染症、食中毒などの予防及び蔓延防止に関して、いわゆるBCPの策定や定期的な研修、訓練の実施を、こちらは努力義務として規定するものです。

次の職員の配置等の「カ」は、障害児通所支援と保育所など併設する事業所におきまして、設備や職員を兼ねることを認めようとするもの。「キ」は、看護師などを保育士とみなす特例につきまして、現行、乳児4人以上の入所が要件であるところを、子どもの数が減少傾向にあることを考慮して、それを緩和しようとするものです。

最後の虐待等の禁止は、保育所などでは従前から規定されております、子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止の規定につきまして、確認的な意味合いで、認定こども園においても明確に規定するものです。

右側、改正する条例欄を御覧ください。これら御説明した省令・告示の改正内容を反映させるため、必要な条例改正を行うものです。

なお、認定こども園は4つの類型がありまして、上から、施設類型ごとの適用範囲と書いてあるところですが、上から1つ目の、保育所と幼稚園の両方の基準を満たした幼保連

携型や、2つ目の、保育所がベースの保育所型は、御覧のとおり多くの改正が適用されますが、学校であります幼稚園がベースの幼稚園型や、市町村の裁量で柔軟に運営ができる地方裁量型につきましては「イ」から「カ」は適用されない形になっております。

条例の施行予定日は、「イ」の懲戒は公布の日から。その他については、令和5年4月1日からとしております。

幼保支援課の説明は以上です。

◎大石委員長 それでは、質疑を行います。

◎塚地委員 最後に御説明をいただいた条例のことで教えていただきたいです。改正の内容の主なものということで、上から3番目の安全計画について義務化されたという表現をされていて、改正する条例の対象を見ると、保育所型の認定こども園にだけ「ウ」というのがあるんですけど、それはそういうことなんですか。

◎田中幼保支援課長 この「ウ」が、ほかの類型に入っていないのは、学校がベースであるところについては、既に別の法律、学校保健安全法に基づいて同様の計画をつくる義務が規定されております。ですので、今般は保育所をベースにしたものについて規定するという意味合いでこういう形となっております。あともう1つ、地方裁量型のほうは、本県でも高知市内に2か所だけなんですけども、柔軟に運営ができるという観点でそこまでは義務づけてないということでございます。

◎塚地委員 安全計画は極めて重要なもので、必要な規定なんだとは思いますが、ただ、今の保育所の現状でいうと、子どもの人数に対する保育士の定数も50年間、70年代から変わっていないとか。今、全体として保育士を増やしてほしいという様々な運動の展開とか、いろんなところで意見書も上がってきたりとかしてて、こういうことを義務化するとなったら、当然それにふさわしい職員、保育士配置というものが連動していかないと、ひたすら労働強化になってしまうという問題点が出てくるのではないかとということが不安視されてるんですけど、その点はどんなふうなお考えですか。

◎田中幼保支援課長 まず配置基準の改善につきましては、これまでもずっと要望してきているところですし、こうしたことをやる上では、体制の充実は絶対に必要だと思います。一方、安全計画、国も示しているひな形とかの趣旨でいくと、いわば安全点検とか必要な訓練を、いつどうやって、どういうスケジュールでやるかという、シンプルな中身のものでもあります。こうしたものを各園で記載していただく中で安全対策を強化していこうということです。我々としても、園の体制とかも念頭に置いて、丁寧に助言などをしていきたいと思っております。

◎塚地委員 安全性が確保されて意識化されるって大事なことなんですけど、ここに研修のことも書かれていて、なかなか保育士のやりくりができなくて研修も行けないという実態もあるんです。国に対しての配置基準の改善について、県からも要望も出してくださると

ということなんで、大いにそういうことをしっかりやっていただいて、必要な保育士をどう確保するかという点も、ぜひ努力をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

◎三石委員 就学前教育の充実。以前に比べたら本当に前進してると感じます。現状、課題もこのとおりですわ。そこで、幼児教育推進費と、保幼小連携・接続モデル地域支援事業、以前より予算ついてますよね。この2つの事業は、どれぐらいアップしたんですかね。

◎田中幼保支援課長 まず下の、拡としている保幼小連携・接続モデル地域支援事業でございしますが、ほぼ倍でございします。令和4年度が700万円余りになりますので、ほぼ倍になっております。その内訳は、先ほども御説明しましたが、保幼小連携・接続の取組の県内全域への普及にかける経費として、DVDの作成であったりということに取り組もうとしているものです。

上の幼児教育推進費のほうは、拡とあるところは、2ポツ目の市町村教育長等を対象にした研修の開催でございますが、こちらは事務費になりますので、28万円余りの増となっております。

◎三石委員 28万円。

◎田中幼保支援課長 はい。

◎三石委員 28万円。減少よりかね。多少上がってますよね。

◎田中幼保支援課長 そうですね、28万円余りです。

◎三石委員 それで、下のほうは2倍の予算がついたんだけど、その接続モデルを実際に今までやってきて、どういう成果があったわけですかね。

◎田中幼保支援課長 春野東小学校区の1つの学校と、そこにある公立、私立の保育所や認定こども園が集まって取組を重ねております。どういう取組かといいますと、接続期、小学校に上がっていくときの教育の中身について、それぞれの先生方、園長先生と校長、それから担任同士、年長児と小学1年生が4、5回ぐらいずつ話し合いを重ねました。その中で、我が校区ではどう接続期、子どもたちを育てていこうかというカリキュラムをつくり上げたものです。カリキュラムをつくるのが目的ではなくて、話し合いを通じてそれぞれの先生方が、現場で実践しフィードバックしているというのをお聞きしている状況です。

◎三石委員 春野は高知市やけど、ここは言うたら何やけど小規模校ですよね。ほかの鴨田とか神田とか、そういうところに比べたら非常に規模が小さいから、うまくいってるっちゅうこともあると思うが。ぜひね、特に高知市のほうに、大規模なところにこういう取組を広めていっていただきたいと思うんですね。例えば、神田小学校やったら、神田小学校から西部へ行きますわね。鴨田とか。潮江やったら潮江南、東。やっぱりそういうところにこのモデルを広めていってもらいたいと思うんですね。時間かかりますよ、本当に時間はかかるけど、広めていってほしい。本当に大変な状況ですよ、今。具体的に言うたら、はっきり言うて今の潮江ももうぐちゃぐちゃやしね。情報が入ってるでしょ。潮江、

朝倉、一宮。もう小学校へ入ってきたときから駄目なんで。それを中学校が持たないかん
でしょ。いかに保幼小中の連携が大事かちゅうね。ここへ現状も課題も書かれてるわけ
ですから、すぐによくなるというようなことじゃないけどね。これは時間かけてでもやら
ないかんですね。三つ子の魂百までということがありますのでね。

それと、保幼小中連携モデルの29万7,000円は、どんながやったですか。

◎田中幼保支援課長 この資料に記載してるのが、自治体全体で不登校対策等を推進す
るモデル事業と書いてありますが、1つの市で、保幼小中を連携して一気通貫的に教育を
充実させていこうという取組でございます。金額を29万7,000円としておりますのは、この
取組は幼保支援課とともに、人権教育・児童生徒課も一緒に支援をしております、当課
分としての計上をしているものでございます。今年度から3年間での指定を進めていると
ころです。

◎三石委員 それと物すごく関係しとるのは、小中学校課との関係ですね。そこら辺りの
連携とか情報交換を今まで以上にやっていかないかんと思うんです。過去、委員会の中で
小中学校課との関係が薄かったですよね。そんな感じが物すごくするんですけど、そこら
辺りどう思ってるのか。現状と、これから先のことを言っていたら。

◎田中幼保支援課長 県教育委員会内の連携というものは、これまでも繰り返し御指摘を
いただいております。保幼小連携について言えば、プロジェクトチームを教育委員会内に
設置しております。小中学校課、幼保支援課、教育センター、教育事務所、そして高知市
にも入っていただいております。今年度で言えば年4回、会議を重ねてきているところ
です。

来年度は、先ほど申し上げた、高知市内のモデル地区の取組を県内全域に普及していく
段階ですので、今まで以上に、我々とともに小中学校課や教育事務所と一緒にやっていか
なきゃいけないと思っておりますし、そういう話をして進めているところです。

◎三石委員 ぜひ。過去、物すごく児童生徒が集まる高知市と県が、どうしても協力関係
が薄かったんですよ。むしろお互いが拒否し合うような状況が長いこと続いたんです。ほ
んで徐々に時間をかけてね、年々、高知市との連携というか、高知市教委と県教委との連
携とか協力体制とかができてきたなちゅうことを感じます。高知市の教育長も替わり、
県の教育長も替わり、2人とも現場でやってこられた先生ですから、いかにその連携が大
事かということをよく承知しとると思うんですけども。これから何をやっていくにしても、
高知市との連携が物すごく大事になってくると思うんだよね。高知市がかちっといけば他
の郡部にも影響しますよ。波及効果が非常にありますよ。幾ら郡部がかちっと小規模校で
やれたって、高知市内の小学校、中学校、保育園が荒れとったら、なんだちゅうなこと
もなるし。たくさん児童生徒がおるところですからね。高知市と県とのその連携、これ
から先のことの見通しや、その思いというのを教育長から聞かせていただいたらと思うん

ですけどね。

◎長岡教育長 やはり高知市と県との連携というのは、非常に大切だと考えております。今年度につきましても、県市の教育長同士の話合いの会は公式なもので3回、それ以外でも複数回とっております。そして、先ほどの保幼小の連携。私のほうも、この春野西には見に行きました。そこに高知市の教育長も来る予定でしたけど、体調を崩されて。ただ、こども未来部の部長が来られて、そこを一緒に見て、やはりこういうのを高知市の中で広げていかなきゃいけないねという話もしております。それから県市の教育長会の中でも、やはり保幼小の連携を取り上げて話もしてきたところです。さらに、今委員おっしゃっていただいたように、高知市で現状どういう学校が厳しい状況にあるのかといったことの情報交換をしながら、そこへの手だてを具体的に一緒に考えていきたいと思いますというような話し合いもしているところです。今後ますます、さらにパイプを大きくして情報交換しながら協力して、高知市への対応を強化していきたいと考えております。

◎大石委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、幼保支援課を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって本日の委員会は終了として、この後の審査については、あした14日に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎大石委員長 それでは、以後の日程については、あした14日火曜日の午前10時から行います。

本日の委員会は、これで終了いたします。

(16時35分閉会)